

令和元年12月9日

第4回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和元年12月9日(月) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	村井 勉	2番	門 秀俊
3番	天野 里美	4番	兼若 幸一
5番	中野 一郎	6番	松岡 忠
7番	金井 浩三	8番	村井 保夫
9番	小川 保	10番	古川 幸義
11番	隅岡 美子	12番	渡邊美喜子
13番	尾崎 忠義	14番	志村 忠昭

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	秋山 俊次
教 育 長	田尾 勝
会計管理者	神原 宏一
町長公室長	山内 剛
総務課長	岡部 登
政策観光課長	河田 数明
税務課長	泉 知典
住民環境課課長補佐	山本 将之
高齢者保険課長	多田羅 勝弘
健康福祉課長	富木田 笑子
建設課長	三谷 勝則
産業課長	谷口 賢司
消防長	阿河 弘次
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	中野 弘之
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（村井 勉）

議長（村井 勉）

おはようございます。

本日も定刻にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、6番 松岡 忠君・12番 渡邊 美喜子君を指名いたします。

日程第2. 一般質問を行います。

なお、質問者の1人の持ち時間は、質問と答弁を合わせて45分以内となっております。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許可をいたします。

最初に、12番 渡邊 美喜子君。

議員（渡邊 美喜子）

おはようございます。

12番 渡邊 美喜子、一般質問させていただきます。

1点目は待機児童の解消への取り組みについてであります。

県内待機児童313人、10月時点保育士不足、横ばいという見出しが新聞に掲載されました。また、この時期になりますと私の方に、保育園に入りたいが入れますか、心配ですとか、希望している保育園に入りたいが可能でしょうか。また育児休暇が終わります。どうしても入園させたい、保育所に途中入所を希望したが定員いっぱいでは断られ、再度申請をしましたが本当に心配でたまりませんなどなど、保護者の皆さんからの問い合わせがよくあります。

幼・保無償化で保育需要が高まった可能性もあります。多度津町は7名が待機児童と記載されていますが、実際にはもっと多いのではないかと思います。なぜならば、私の周りにも預けたいけど入れない、隠れ待機児童、つまり保護者が育児休業中、また特定の施設のみを希望、保護者が求職活動中、企業主導型保育所を利用など、待機児童にカウントされない隠れ待機児童が全国に7万1,000人とも言われています。

また、2016年、「保育園落ちた、死ね」のブログが反響を呼び社会問題にもなりました。保育園待機児が一向に解消されない中での無償化は、保育所に入れない保護者の不満を一層高めるばかりか、保育園を利用できていない保護者との間で分断を生じさせかねないと思います。何よりも待機児童解消を進め、希望する全ての子供が保育園を利用

できるよう、町として責任を果たすことが喫緊の課題と考えます。

それでは、質問に入ります。

一問一答方式でよろしくお願いいたします。

保育園の申込数、受け入れ状況について伺います。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

おはようございます。

渡邊議員の保育園の申込数、受け入れ状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

12月1日現在の保育所利用認定の延べ申込数は614名であり、そのうち591名は保育所、2名は事業所内保育所に入所されております。

以上、答弁をさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

確認をとらせていただきます。

今の答弁で延べ申込数は614名、そのうち591名が保育所、2名は事業所内保育所ですね。

それでは、2点目に入ります。

待機児童数、年齢別数を伺います。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

渡邊議員の待機児童数及び年齢別数についてのご質問に答弁をさせていただきます。令和元年11月21日に報道発表がありました香川県内の10月1日現在の保育所等利用待機児童数において、多度津町の待機児童数は7名となっております。これは特定の保育所のみを希望するなど私的待機者を除いたものであり、同時点での私的待機者数は4名、合わせますと待機児童数は11名となります。

年齢別の内訳としましては、ゼロ歳児8名、1歳児1名、2歳児2名となっております。

12月1日現在ではさらに増加し、待機児童数が13名、私的待機者8名、合わせますと21名となっております。

年齢別の内訳としましては、ゼロ歳児16名、1歳児3名、2歳児2名となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

待機児童は12月1日現在で、今答弁がありました21名ということで、年齢別の内訳としましてはやはりゼロ歳児が16名ということで、ゼロ歳児、1歳児、2歳までで、3歳以上はこの答弁の中にはなかったように思います。

県内313人の待機児童の中で、調べますとゼロ歳児が131名、1歳児が105名、2歳児が64名、合計しますと300人でございます。ということは、3歳児以上がこの計算により

ますと13名なのかなと思いますが、3歳未満が本当に多いということを頭に入れていただきたいという風に思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

待機児童解消対策や今後の課題を伺います。

町長（丸尾 幸雄）

渡邊議員の待機児童解消策や今後の課題についてのご質問に答弁をさせていただきます。

待機児童発生主な原因は、保育士不足により必要な入所定員の確保ができないことであり、本町のみならず全国的に問題となっております。そのため、保育士の新たな確保及び現在勤務されている保育士に引き続き長く勤務していただくことが重要だと認識をしております。

本町では今年度より県の補助金を活用し、保育士の業務負担の軽減を目的に、清掃業務、給食の配膳、寝具の用意、片づけといった保育に係る周辺業務を行う支援者を配置する場合、1カ月、10万円を上限に、その経費を町が補助することといたしました。

現在、2カ所の保育所が、この補助事業を活用して支援者を配置をしております。また、本町独自の保育士確保策として、令和2年度より多度津町保育士就職一時金交付事業を実施する予定です。この事業は令和2年4月1日以降に正規職員として町内保育所に就職する保育士資格を有する方を対象に、勤務を開始した日から6カ月継続して勤務することを条件とし、10万円の一時金を交付する事業であります。このほかにも保育士確保及び離職防止に有効な制度を保育所長会等において検討しております。

さらに、本町においては、今年8月21日に香川短期大学と包括的連携、協力に関する協定を締結をし、保育士を目指す学生に町内保育所への就職を促すため、学長及びキャリア支援センター長から最近の求人情報や学生の就職活動の動向についてお話を伺いました。

その内容を参考に、町内保育所の求人情報及び町の紹介をまとめたパンフレットを作成し、県内はもとより、近県の保育士養成校にもパンフレットを配布し、就職活動に役立てていただくほか、町内保育所の見学ツアー等も計画をしております。

今後も香川短期大学との連携を初め、引き続き保育士確保のための施策を検討し、待機児童の解消に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

実は、待機児童解消についての一般質問は今回で2回目であります。2019年3月議会で一般質問をいたしました。その折の町長の答弁でございますが、本町においても保育所の無償化により待機児童が発生する、そして今後は保育所と連携し、保育士の処遇改善に検討を含め、引き続き保育士の確保を取り組んでまいりますという答弁をいただきました。

その後、今の答弁でございますが、待機児童解消に向けて対策を行っているなど、前向きに一步進んだということで敬意を表したいと思いますが、効果はなかなか難しいのではないかなという風に思います。

なぜならば、保育士の資格を持っていても2分の1がほかの職業についているからでございます。原因は責任の重さ、事故の不安、保護者との関係が難しい。実際に保育士として働いてる方からは、賃金が希望と合わない、自分自身の体力、健康の不安、休暇が少ない、取りにくいなど言われています。実は、一般質問の締め切り後でございますが、待機児童解消について数名の保護者の方から貴重なご意見をいただいております。その内容、生の声でございますので、少しでも参考になれば、そのように思っております。

その内容は、善通寺市のように3歳から以上は幼稚園へ、ゼロ歳から2歳までは保育所でとか、また待機児童の年齢は3歳未満がほとんど98%以上なので保育所へ、そのかわり幼稚園の一時預かりの時間を延長すれば待機児童解消になるんじゃないか。

また、待機児童の解消は少子化対策であり、保育所、幼稚園の相乗効果により安心して子供を育てる環境こそが将来的に出生率を高める施策である。確かに生の声であります。

よく言われますが、民営圧迫という考え方もおいでるかも分かりませんが、今のままだと保育士が確保できずに児童の定員を減らす、減少するということになりかねないのではないのでしょうか。

実際に児童の定員を減らしている保育所がございます。まさに逆効果であります。

実は、国においては2022年までに女性の就業率を80%、それに必要な32万人の受け皿を作るということになっております。そうなれば、この本町におきまして女性の就業率が80%、本当に定員も含めて保育士確保ということは到底並なことではないような気がいたします。

将来を見込んだ施策の見直しをすべきではないのでしょうか。町の考え方をお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

渡邊議員の再質問にお答えをしていきます。

これは多度津町独自の形態になっておりますが、渡邊議員もご存じのとおりでありますけども、保育所は全て民間の経営になっております。幼稚園は全て公設です。そういう多度津町だけなんです、こういう風な形態になっているのは。

そういう中で、保育所に通う子供たち、ゼロ歳児から5歳児までいらっしゃいます。そういう方々は全て民間の方に委ねてるということなので、そういうところ、そういう民業を圧迫するということとはできない、これは私ども行政にとって大きなことであります。それを守るということは大きなことでありまして、それを守りながらも、多度津町の宝である子供たちを健全に育てていくため、そのために保育所の先生方とともに話し

合いをしながら色々な、様々な事業、施策を行って、待機児童をなくする、また保育士の待遇の改善を行っていく、そういうことで保育所、保育園の園長、所長先生方と話をしております。

そういう中で、今私が申し上げました新たな施策っていうのは、保育所の希望してること、それをできるだけ町も補佐していこう、町もそれを進めていこう、保育所、保育園のために進めていこうということでもありますので、それは民業をなるべく活性化していく、民業を助けていく、そういう役割というのはもうずっと以前から、この多度津町の保育所、保育園、また幼稚園のそういう形態ができたときからこれは始まっておりますので、その中で行っていきたいと思っております。

また、幼稚園の放課後預かり、これも保育所とずっと話をしながら、もう何年も前から色々話をしながら進めていることでもあります。これからはこういう待機児童のこともありますので、保育所、保育園に対しましても少し無理を聞いていただかなければならないなということも考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

確かに前向きに検討されてるということは本当にひしひしとを感じるわけでございますが、私も保育士をして16年間やってまいりました。その中で、その時代とは確かに違うわけでございますが、でも今の状態を本当に保育士の方が確保できればいいんですけども、でもそうじゃなくて今のままだったら保育所、民間保育所、定員を減らさなければならぬ、そういうところが本当に私は逆効果じゃないかなという風に思っております。

そういったところを見込んで、もう一度、町とそして保育所、幼稚園、保護者のご意見も入れながら関連して取り組んでいくというような姿勢はございませんでしょうか、お聞きいたします。

町長（丸尾 幸雄）

渡邊議員の再々質問にお答えをしております。

今私どもが話をした施策、事業というのが、これは今の現状にとっての最善策だと考えています。そして、この待機児童を解消することが私どもの今の大きな、重要な課題であります。そして、そのためには何が必要かということを考えておりますので、そのためには保育士を確保する、保育士の待遇を改善をして保育士が多度津町の保育所で働きやすいような環境を作るということ、そのことが一番大事だと考えております。

そういうことを進めていけば、保育所、保育園で勤務される保育士の数も増えてくると思います。そうすると、待機児童がなくなるというだけではなくて、多度津の子供たちをもっと預かってもらえる、そのような体制が造れるんじゃないかなと考えておりますので、そのことを保育所の先生方と行政とが常に、本当に常に色々意見交換をしながら、議論をしながら行っているところでもあります。

今のところは来年度の施策っていうのはその成果であります。

以上です。答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

新しい施策を前向きに頑張ってるということは本当によく分かります。でも、本当に保育士が増えるのかどうか、これが大きな瀬戸際。待機児童解消にも繋がるし、それだけじゃなくてやはり安心して子育てができる、この環境を造るのは町でもあり、家庭でもあり、そして幼稚園、保育所、そのように思っております。期待しておりますが、来年は待機児童がないように、そしてまた保育士が増えることを願って質問を閉じさせていただきます。

2点目の質問に入ります。

申し訳ありません。

もう一点、質問がありました。

4点目でございますが、国の幼児教育無償化についてどのように捉えていますか。また、それに伴い、本町の現状や影響について伺います。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

渡邊議員の幼児教育無償化に伴う現状や影響についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本年10月より、子供が通う施設が公立、または私立に関わらず、幼児教育、保育料が無償化になったこと。加えて、新たに必要となった副食費の負担に対する町単独補助により、保護者の経済的負担は軽減されたと考えております。

その一方で、保育希望者が増加することにより待機児童も増えることを予想しておりましたが、現在のところ昨年度の同時期に比べ待機児童数は少ない状況です。

なお、次年度の保育所利用認定の申し込みは、11月22日が申し込み締め切り日でありましたので現在集計中であります。

また、保育料無償化に係る経費につきましては、国、県、市町で3分の1ずつの負担割合となっており、負担額は無償化前と比較し、やや減額となる見込みです。

本町といたしましては、その財源を保育士確保対策に充て、待機児童解消に努めるとともに、子育て支援の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

教育長（田尾 勝）

渡邊議員の国の幼児教育無償化について、どのように捉えているかについてのご質問に答弁させていただきます。

教育委員会としては今回の国の幼児教育無償化につきましては、幼児期の教育及び保育の重要性に鑑みた子育てを行う家庭への経済的負担の軽減を図るためのものであると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。



議員（渡邊 美喜子）

1点、心配事がございます。

保育所の途中入所希望、そういう場合は途中から入園したい、入所したいという場合はどのような、定員がいっぱいとか、そういう部分はやはり理由にはならないんじゃないかなという風に思っておりますが、どのように捉えていますでしょうか。再々再質問でしょうか、よろしくお願ひいたします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

渡邊議員の年度途中での入所希望の方の対応についてでございますが、年度途中に入所希望の方につきましては申請をしていただいておりますが、やはり今の状況では定員がいっぱいということで、利用調整をその都度させていただいております。

待機の方の中からでも点数化いたしまして、保育の必要性の重要な、最重要度の方からご案内するように努めております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、2点目に入ります。

2点目は地域内水路の保全についてであります。

水路は農業振興や防災面など多大な機能を有しております。水路の保全管理は地域住民の理解が不可欠であります。しかし、水路の老朽化により損傷箇所、改修必要箇所など相談や自治体要望が発生しております。水路の保全管理などについて伺ひます。

1点目でございますが、地域水路の危険箇所、また改修必要箇所などが発生した場合、町の対応を伺ひます。

併せまして時間的なことがありますので、水路の点検実施、実情把握、今後の課題についても伺ひたいと思ひます。

産業課長（谷口 賢司）

おはようございます。

渡邊議員の地域水路の危険箇所、改修必要箇所などが発生した場合、町の対応を伺うについて答弁させていただきます。

水路のうち、農業用水路について答弁させていただきます。

農業用水路は農業用用水の取水や生活用水及び雨水の排水などに活用されている住民生活に密着した地域インフラでございます。本町では農道水路の維持管理につきましては受益者である地元水利組合や地元自治会等にご協力いただき、日々の管理を支えていただいている状況でございます。

また、農道水路の点検につきましても地元住民の方々にご協力いただいております。水路の老朽化等による修繕や改修が必要となった場合、軽微な修繕であれば地元管理者に対してモルタル等の原材料を支給し、修繕をお願いしているところでございますが、工

事が必要となる場合は多度津町土地改良区の事業を活用して改修、改良工事等を実施しております。今後も水利の適切な管理が行えるよう対策を研究してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

建設課長（三谷 勝則）

おはようございます。

渡邊議員の地域水路の危険箇所、修繕必要箇所などが発生した場合、町の対応のご質問に答弁をさせていただきます。

町内には農業用排水路、住宅排水のための水路、道路路面排水のための側溝など、様々な用途の水路があります。建設課においては町道区域内の水路については、道路台帳により管理水利を把握しているところでございます。

町内全ての地域の地域内水路の管理区分については、十分な把握ができていないのが実情でございます。そのため、地元自治会による定期的な水路清掃活動を通じて発見された破損や老朽化の修繕について、自治会要望や住民の方からの報告、相談を受け、その都度担当職員が出向き、現地状況の確認を行うとともに、構図や土地台帳をもとに所有者を調査し、改良や修繕の対応について地元水利組合等と協議を行い、町発注による改修工事の実施や、地元水利組合等での対処の依頼等により早期対処に努めているところでございます。

次に、渡邊議員の2点目の水路点検実施、実情把握、今後の課題についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、水路の点検についてですが、日頃より発注工事の現場管理と合わせ、工事現場周辺の公共物について職員による目視点検を心掛けておりますが、先ほどの答弁の中でも回答させていただきましたとおり、町内全ての水路の現状把握は困難であり、地域住民や自治会を通じての報告、相談により実情を把握しているのが現状でございます。

建設課として今後増加が予想される老朽化施設の維持管理を課題として捉え、町の台帳等により管理する公共施設を適切に維持するため、これまでも順次道路施設の橋梁点検や道路舗装の路面状況調査の実施、また港湾、海岸施設の施設状況の調査並びに町営住宅の現状を踏まえ、各施設の適正管理を進めるための長寿命化計画を策定し、常日頃の維持管理に努めているところでございます。

今後は排水施設におきましても管理管轄の把握を行うとともに、他施設同様、点検及び長寿命化計画の策定を検討し、計画的な維持管理が実施できるよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

それでは、再質問を行います。

先ほど産業課の答弁の中で、工事が必要となる場合は多度津町改良区の事業を活用して改修、改善、改良工事などを実施してまいりますとありますが、その際の地元負担はどの程度なのでしょうか。また、採択基準及び事業実施件数についても教えて下さい。伺いま

す。

産業課長（谷口 賢司）

渡邊議員の再質問にお答えいたします。

多度津町土地改良区の事業形態といたしましては、2つの事業形態がございます。1つ目は単独県補助金の土地改良事業、2つ目は町単独費の土地改良事業でございます。1つ目の単独県補助金の場合の補助率の内訳は、県補助率が50%、町補助率が25%、地元負担率は残り25%、プラス事務負担金の5%の30%が地元負担率になります。

採択基準でございますが、1つの事業費が100万円以上の場合が県単独補助金の対象となっております。

なお、中讃地域及びこれに準ずる地域につきましては、30万円以上が対象となっております。

また、事業実績件数でございますが、平成30年度が6件の申請があり、3件の事業が採択されております。今年度、令和元年度は4件の申請があり、3件が採択され事業が実施されてございます。

2つ目の単独町費補助事業の場合の補助率の内訳は、町負担率が75%、地元負担率は残り25%、プラス事務費負担の5%の30%が地元の負担率でございます。

採択基準は、単独県費補助事業の採択要件に該当しない事業で、町の予算の範囲内で必要と認められる場合となっております。

事業実施件数は、平成30年度が1件、令和元年度が1件の事業が実施されてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

色んな補助のある中で、多度津町も、どこともそうでございますが、高齢化、人口減少社会が急速に進む中で地域主体の維持管理体制では災害の防止、復旧を始め、水路などの適正に維持管理していくのはますます困難になるんじゃないかという風に予想されます。

また、自治会の要望や議員の方にも改善要望が上がっている状況であります。今後はこういった特定の地域の課題ととられずに、町全体の課題と捉え、安心・安全な住みやすい地域社会の実現に向け、今後の維持管理のあり方について、今後とも調査、また現状把握をお願いいたします。これは要望であります。

以上で終わります。

議長（村井 勉）

これをもって12番 渡邊 美喜子議員の質問は終わります。

次に、古川 幸義君。

議員（古川 幸義）

皆さん、おはようございます。

10番 古川 幸義でございます。

通告順により次の質問をいたしますので、関係する各課についてのご答弁をよろしくお願いたします。

冒頭に大変申し訳ありませんが、今回の質問は2件であります。項目は9件でございますので、できましたらご答弁は少し圧縮した形で答弁されましたら、非常に助かりますので、冒頭をお願いを申し上げておきます。

それでは、質問へ入らせていただきます。

1点目として、住民ニーズの把握、反映方法について。

町では平成29年11月に新庁舎整備基本構想、平成30年8月に新庁舎整備基本計画を策定し、現在、新庁舎建設基本設計業務を進め、このたび基本設計（案）が10月17日、特別委員会で承認され、10月18日には基本設計の概要版（案）に対する町民の皆様のご意見を募集し、お寄せいただいたご意見については今後の実施設計業務に活用させていただきますと町のホームページで公表し、意見募集の対象として多度津町新庁舎建設基本設計（案）として、対象者は多度津町にお住まいの方、また多度津町に通勤・通学されている方。年齢は問いませんという形で募集され、意見募集期間は令和元年10月18日金曜日から令和元年10月31日木曜日午後5時15分として募集されました。

今回、住民ニーズの把握方法について（パブリックコメント）について数点お伺いたします。

1点目、今回のパブリックコメントの結果は、何件であったのかお伺いたします。

政策観光課長（河田 数明）

おはようございます。

古川議員の今回のパブリックコメントの結果は何件であったのかのご質問に答弁をさせていただきます。

議員のご質問にもありますとおり、新庁舎建設基本設計（案）に対するパブリックコメントの募集につきましては、令和元年10月18日から10月31日の14日間、公示及び町ホームページで実施しております。

その結果といたしましては、意見等の提出はございませんでした。実施結果につきましては町ホームページで公表をしております。

なお、議員の皆様にはパブリックコメントの実施結果を11月6日付の文書で報告をさせていただきますところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただいまの答弁に再質問させていただきます。

そもそもパブリックコメントは一体何かということについて、ちょっと国が出している行政手続法の中でパブリックコメントとはそもそも何だろうかというところを読み上げさせていただきます。

パブリックコメント、意見公募手続。意見提出制度とは、公的な機関が規則、あるいは命令などのその他のものを制定しようとするときに、事前に広く公に意見、情報、改善案などを求める手続を言う。公的な機関が規則などを定める前にその影響が及ぶ対象者などの意見を事前に聴取し、その結果を反映させることによってよりよい行政を目指すものであると、こういうように書かれておりました。

本町の意見の抽出の方法はパブリックコメントとしては正しい手法かもしれませんが、本町でのこの手法はまだまだ浸透していない状況でございまして、なかなか意見の抽出は難しいのではないかと思います。今回の質問に至りました。

再質問でございます。

ただいまの答弁に対しまして、ホームページ公表してから14日間、この期間で各行政機関が意見を求める日数としては、公示日から起算して通常は30日以上とされているようですが、少し期間が短いのではないのでしょうか、お伺いいたします。

政策観光課長（河田 数明）

ただいまの再質問に答弁をさせていただきます。

議員のおっしゃられているのは先ほど議員の方からもおっしゃってございました行政手続法だとは思いますが。その第39条に命令等、制度期間は命令等、法律に基づく政令、省令及び規則、審査基準、処分基準並びに行政指導指針を定めようとする場合には、原則としてその案及び関連資料を公示し、意見提出先及び意見提出期間、原則として30日以上を定めて広く一般の意見を求めなければならないとなっておりますが、同法の第3条第3項にはこの条項に関しまして、地方公共団体には適用しないと示されております。その関係もあり、今回、期間的な猶予を考慮し14日間とさせていただいておりますが、同法第46条におきましては、地方公共団体に努力規定もございまして。確かに条例、要綱等を定めて実施している地方自治体もございまして。今後、関係各課と協議をいたしまして検討させていただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

次の質問に移らせていただきます。

今回、パブリックコメントが何件か提出された場合として、どのような形で意見を基本設計（案）に取り入れるつもりであったかお伺いいたします。

政策観光課長（河田 数明）

古川議員のパブリックコメントが何件か提出された場合、どのような形で意見を基本設計（案）に取り入れるつもりであったかの質問に答弁をさせていただきます。

10月17日に開催されました新庁舎建設特別委員会でもお話をさせていただきましたとおり、通常意見が提出された場合は、その意見の内容が基本設計に反映可能か検討を行い、反映可能な場合は基本設計の修正を行った後に、再度新庁舎建設特別委員会にご承認をいただくこととなりますが、今回のパブリックコメントにおきましては期間的に猶

予がなかったことから、提出されたご意見につきましては実施設計業務で活用させていただくこととさせていただいております。

なお、議員のご質問にありましたとおり、公告及びホームページにはその旨を記載しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただいまの答弁に対しまして再質問いたします。

今回パブリックコメントの意見がなかったのですが、仮に基本設計（案）に対し、町民より多くの意見や案が出た場合、議会で決議された案などと相反する場合があったとして、当局はどのような対応をしていく考えだったのでしょうか、お伺いいたします。

政策観光課長（河田 数明）

ただいまの再質問に答弁をさせていただきます。

先ほども述べましたとおり、本来ならばパブリックコメントを求めて意見等があった場合は精査を行い、取り入れられるもの、分別した中で修正できるものを修正し、それをまた議会の方にご提案をさせていただき、再度審議を願うものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

次の質問をさせていただきます。

前回のパブリックコメントを求めた事例が過去にはあるが、前回の投稿数はどうであったのか。また、前回と同じような結果が出ると予測はされなかったのか、お伺いいたします。

町長公室長（山内 剛）

古川議員のご質問の前回パブリックコメントを求めた事例が過去にはあるが、前回の投稿数はどうだったのかについて答弁をさせていただきます。

平成30年から令和元年の2年間、ホームページでパブリックコメントを募集した事例は第8期多度津町高齢者保健福祉計画、第7期多度津町介護保険事業計画（案）、第6次多度津町総合計画基本計画、平成30年から平成31年の重点取り組み、多度津町立幼稚園・小学校の適正規模、適正配置に係る基本方針（案）、多度津町立地適正化計画（案）、多度津町地域福祉計画、多度津町自殺対策計画素案、第2次多度津町環境基本計画（案）、新庁舎整備基本計画（案）の7件ありますが、いずれも意見は提出されておられません。

以上、答弁とさせていただきます。

政策観光課長（河田 数明）

古川議員の前回と同じような結果が出ると予想されなかったのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

新庁舎建設事業に係るパブリックコメントにつきましては、先ほど公室長の方からも答

弁がありました。新庁舎整備基本計画の際に実施しておりますが、その際にも意見等の提出はございませんでした。

結果の予測につきましては、前もって想定はしておりませんが、特別な事情があるものにつきましては今回のようにその旨を記載した上で実施するものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再質問ではありませんが、次の項目と類似します。再質問いたします。

ただし、過去において7回も行って、パブリックコメントの意見が得られなかったということは、これは今後課題として重要な案件であると思いますので、そこら辺はもう少し深く掘り下げて検討していただければと思います。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

まず、町民からの意見や回答を得る手法として、このような手法が適切なのか、他に選択肢はあるのかお伺いいたします。

今後、住民ニーズの把握、反映方法について、今後の方針をお伺いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

古川議員ご質問の町民から意見や回答を得る手法として、このような手法が適切なのか、また他には選択肢があるのかについて答弁をさせていただきます。

町民の皆様からの具体的なご意見やご要望を聴取する機会といたしましては、私ども対話集会の開催、また私が行っております町政報告会、また町政モニター会、自治会要望の提出、パブリックコメント、各種アンケート、メール等による投書等、多岐にわたっております。

私どもの対話集会や町政報告会は直接会場に足を運んでいただける方につきましては直接ご意見をいただくと考えております。また、把握しようとするニーズの内容が年齢や地域など、対象範囲が限定される場合につきましてはアンケート調査を行うことが適切であると考えております。

対象範囲を限定せずに、時間や移動の制約もなく、広くニーズを把握するためには、パブリックコメントが有効だと考えておりますが、これまでパブリックコメントに意見は提出されておきませんので、今後はパブリックコメントを行う際の周知方法や手法の検討を行い、適切な住民ニーズの把握に努めたいと考えております。

寄せられましたご意見、ご要望につきましては、現場等を直接確認し、優先度を考慮した上で、可能な限り実現に努めております。寄せられましたご意見、ご要望を全て実現することは困難であります。全てを貴重なご意見として受けとめ、将来に向けて町の一層の活性化や発展を実現していくことで、町民満足度の向上に繋げていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再質問いたします。

次回の新庁舎実施設計（案）においてもパブリックコメントの手法をとり、意見を求めるのでしょうか。

また、次回も意見の出ないことを予測すれば、どのような方策がとられるのかお伺いいたします。

政策観光課長（河田 数明）

ただいまのご質問に答弁をさせていただきます。

実施設計が完了した後、パブリックコメントをとるかどうかということですが、パブリックコメントは行いません。実施設計を行った後、速やかに発注の準備にかかりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

次の質問をさせていただきます。

P F I 方式の給食が開始されて数カ月経過いたしました。関係する生徒・児童、保護者からの意見の聞き取りやニーズの把握はどうされたのかお伺いいたします。

また、本町としてどのようにお考えでしょうか、お聞きいたします。

教育長（田尾 勝）

古川議員のご質問に答弁させていただく前に、11月25日に多度津中学校において発生した異物混入事案につきましては、議員の皆様にもご心配をおかけしましたことを、まずはこの場をお借りしてお詫び申し上げたいと思います。

今後はこのような事案が発生しないように、学校給食に関わる関係者一同、安全な学校給食の提供に努めてまいります。

それでは、給食に関する児童・生徒、保護者からの意見の聞き取りやニーズの把握についてのご質問に答弁させていただきます。

現在、給食に関する意見等の聞き取りにつきましては、栄養教諭が給食の時間に学校を訪問し、食の指導を行う際に意見を聞いたり、また連絡簿を作成し、毎日学校とのやりとりを行い、味に関する要望や組み合わせなどを好評な内容だけではなくて、改善点も記入してもらっております。

また、保護者からは献立委員会においてP T A代表の方を通じて意見をいただいております。

今後もあらゆる機会を捉えて意見をお聞きし、安心・安全でおいしい給食の提供に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

次の質問をさせていただきます。

今後の給食利用者、生徒、学校、保護者などの意見聴取の方法や検討事項があれば、お



伺いたします。

教育課長（竹田 光芳）

古川議員の今後の給食利用者の意見聴取の方法や検討事項についてのご質問に答弁させていただきます。

今後の意見聴取の方法につきましては、今も実施しております給食訪問、連絡簿、献立委員会などを通じての意見聴取を続けてまいるとともに、新たに試食会の実施を考えております。試食会において保護者の方との交流や、アンケートを実施しようと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再質問させていただきます。

今回の金属片混入に対しての今後の歯止め策や職務について、また献立について、給食を提供する立場の業者は給食を利用する者や学校、行政に対し、安全・安心なものを提供する義務があります。さらには、給食を利用する者に食べる喜びを与えるのが当然だと思います。であれば、ぜひ意見を聴取し、改善する努力を怠らないのが前提であります。

よって、意見聴取することは重要であります。意見聴取する出しやすい方法とは何か、再度お聞きしたいと思います。

教育長（田尾 勝）

古川議員の再質問にお答えします。

まず、意見聴取することは当然大事なことですけども、給食の献立の内容とか、あるいは今の給食の現状等を保護者の方、地域の方にしっかり情報提供するというのが意見聴取の前段階で必要なのではないかなという風に思っています。

現在、ホームページ等で毎日の献立について画像付きで今日の給食はどういう状況だとかという情報提供をさせていただいております。

また、給食のあり方について中学校と小学校の先生が一堂に集まって学校給食のあり方とか、栄養指導のあり方等を研修したりする場を本年度設けております。そういうことも非常に大事なのではないかなという風に思います。

また、先ほど課長が申しましたように、試食をしてみたのアンケート調査というのを今後1市2町とも考えていこうという風に考えておりますので、そういう色々な方向から要望とか実態を捉えていきたいなという風に思いますのでよろしくお願いします。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

これは再質問ではなく要望でございますが、やはり子供たちが教育の場で食べる喜びを知るということは大変教育課程においても非常に重要なことであり、人間が一生を終わるまでの間、食事というものは本当に楽しみを持つ機会がある時間であると思います

ので、そのあたりは食べる喜びっていうところの配慮の方もよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、2点目の質問に入らせていただきます。

今後の農業従事者に対し町の対応は。

平成26年にも同様の質問をいたしました、今回再度質問いたします。

あれから5年の歳月が経過しております。当時、回答された答弁ではございますが、改めて読み上げさせていただきます。

本町を取り巻く現状は厳しいものでございますが、農地の集約化や農業経営の安定化、6次産業の推進、法人化の支援等、様々な施策を展開する中で、将来の農業振興に取り組んでまいりたいと考えていますといった答弁をいただきました。5年の歳月が経過した今日において、農業従事者、農業法人においては高齢化や人員の減少など様々な問題が山積している現状でございます。

今回、再度質問いたします。

1点目は、農業従事者の高齢化に伴い、今後の町の方策はについてお伺ひいたします。

産業課長（谷口 賢司）

古川議員の農業従事者の高齢化に伴う今後の方策は。に答弁させていただきます。

国全体の農業就業者の年齢構成は、平成30年2月時点で65歳以上が98.7万人で全体比68%、40歳代以下が15.2万人で全体比11%と著しい偏りが見られます。また、本町の農業を行っている経営体数はJA香川県多度津支店に確認したところ、平成26年が321経営体、平成27年が291経営体、平成28年が272経営体、平成29年が265経営体、平成30年が233経営体となっており、この5年間で88経営体、率にして27.5%の減少という状況でございます。国と同様、本町でも農業を営む経営体の減少、農業従事者の高齢化及び離農化が進んでいる状況でございます。

このような状況下で本町で農業を守るためには、農業の担い手としての認定農業者は認定新規就農者の育成及び農事組合法人等の組織化だけではなく、高齢化に伴う体力低下を補うための農作業の機械化も必要だと考えております。このため、県の事業を活用した農事組合法人等の組織化に関するサポートや、同法人や認定農業者等が農作業の機械化を進める際の機械補助等を実施しております。今後も継続してサポートとともに取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再質問いたします。

若年層の加入が必要とされますが、農業従事しても農業経営すると採算がとれないことや、天候による収穫の影響、収穫時の人手不足など、経営に難点があることが若年層の加入の弊害となっていると思われませんが、現状はどうでしょうか。

これまでJA香川県とは協議が再三再四されていると思われませんが、解決策はあるので

しょうか、お伺いいたします。

産業課長（谷口 賢司）

古川議員の再質問について答弁いたします。

農業者の所得向上のために本町の予算に関わる農業者に対する補助金でございますが、農業用施設、機械整備支援補助、担い手確保のための補助、法人化支援補助等の様々なメニューがございます。しかし、この補助金は事業に対する補助制度でございます。農業者の持続的な所得向上対策とはなり得ないという風には考えてございます。

先ほど議員さんをご指摘ありました若年層の方々の所得を向上させるため、いわゆる農家が1年間を通じて収入を得ることができるためには様々な農作物の植えつけサイクルの検討でありますとか、高付加価値があり販売単価の高い作物を栽培することが肝要であるという風に考えてございます。

このためJ A香川県、また農事組合法人等の農作業を行っている方々と意見交換を行い、高付加価値の高い本町の農作物の栽培及び農産品を活用した商品開発等を研究することが今後の課題だという風に考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

次の質問をさせていただきます。時間の都合で2番目と3番目を合わせて質問いたします。

まず1つ、担い手育成の現状はどうなっているのか。1つ、本町における農業に対する今後の新戦略はあるのか。将来に対し模索していると思われませんが、あればお伺いいたします。時間が8分しかございませんので、まとめて回答いただきたいと思います。

産業課長（谷口 賢司）

古川議員の2点の質問についてお答えいたします。

まず1点目、担い手育成の現状はどうなっているのかについて答弁させていただきます。

本町の新たな担い手として認定新規就農者が6名おられます。そのうち2名の方は令和2年2月及び3月で認定を受けてから5年が経過いたしますので、今年度末をもって認定新規就農者という括りからは外れることとなりますが、その後の認定農業者への移行が円滑に行えるように、香川県中讃農業改良普及センターやJ A香川県とともに引き続き指導、支援を行ってまいります。

なお、6名のうち2名の方が平成31年3月に新たに認定新規就農者の認定を受けております。今後も新たに認定新規就農者の認定を希望される農業者への相談受けや書類作成等の支援を継続して行ってまいります。

2点目の本町における農業に対する今後の新戦略はあるのか。将来に対し、模索しているのかについて答弁させていただきます。

先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、国の状況と同様、本町でも農業を営む経営体

の減少、農業従事者の高齢化及び離農化が進んでいる状況でございます。

このような状況の中、新たな担い手として期待されるのは農事組合法人、認定農業者及び認定新規就農者及び農地所有適格者法人並びに企業などでございます。特に、農事組合法人及び農地所有適格者法人並びに企業には就労者の雇用増や農地集積による耕作面積の拡大等を期待しているところでございます。

新たに担い手の確保策として、農事組合法人多度津オリーブ生産組合では、幼稚園の園児の保護者に対し期間限定で農作業のアルバイトの募集を行い、労働力確保の実証実験を行いました。この取り組みに対して本町では、今後の労働力確保のための新しい試みであると考え、各幼稚園へのアルバイト募集チラシの配布等の協力を行いました。

また、町外企業から農業部門に参入したいとの相談があり、本町農業委員会事務局が農業参入に関する事務的援助を行いました。その結果、来年度より町内の耕作放棄地を活用し、付加価値の高い農作物の栽培に関する実証実験を行うことになっているようでございます。本町といたしましては、町内の耕作放棄地解消に向けた有効な取り組みとして継続して支援してまいりたいと考えております。

今後も各農事組合法人等の担い手やJ A香川県等と意見交換を行い、農業に係る新たな労働力の創出や新規に農業参入しやすい環境づくりの手法等を研究してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

少し時間がありますので所感を述べさせていただきます。

今回住民ニーズの把握、反映方法についてと今後の農業従事者に対し町の反応、対応はについて質問いたしました。その中で住民・農業従事者のニーズや現状を把握するのはやはり実際の生の声を聞き、行政に反映することが重要であります。我々議会も議論し、協議した結果は住民へ報告し、理解を得る努力を怠らないように努めることが責務であると再び決意するものであります。

これにて令和元年の最後の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（村井 勉）

これをもって10番 古川 幸義議員の質問は終わります。

ここで暫時休憩に入ります。

再開を10時40分にいたします。お疲れでした。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時40分

議長（村井 勉）

休憩前に引き続きまして一般質問を続けます。

次に、5番 中野 一郎君。

議員（中野 一郎）

5番 中野 一郎でございます。よろしく申し上げます。

次の3点について質問いたします。

まず、1番目が移住・定住、交流でもない新たな概念、関係人口への取り組みについて、2番目がコンパクトシティー構想に基づく都市計画マスタープランの見直しについて、3番目が職員のホスピタリティーについて、以上3点について質問させていただきます。

まず、1番目の移住・定住、交流でもない新たな概念、関係人口への取り組みについて。

平成29年1月に総務省に置かれたこれからの移住・交流施策のあり方に関する検討会が報告書を出し、関係人口という概念を打ち出されたことが今注目されています。

関係人口とは既に移住した移住人口でもなく、観光に立ち寄った交流人口でもないと言われています。地域や地域の人たちと多様に関わる人として、例えば地域内にルーツのある人、過去の勤務や居住、滞在経験のある人、行き来する人などが想定されています。

ふるさと納税なども考えられます。

このような関係人口が持つ地域づくりに対する貢献の可能性を受け止めるためには多度津町でも地域の関係人口を認識し、地域と継続的に繋がる機会を提供していくことが重要だと思われま

す。このような中、一方9月7日の香川県議会の一般質問の中にも関係人口の拡大方策のことが問われ、知事より関係人口の創出・拡大は地域の活力を取り戻すことに繋がる有効な取り組みの一つで、次期かがわ総合戦略の骨子案に盛り込んだ。今後、各市町村とも連携して具体的な取り組みを検討すると回答がありました。

このような中、このような関係人口と地域を繋ぐ仕組みを整えるためには、地域の中においてコーディネーター機能やプロデュース機能を発揮できる中間支援組織が不可欠であると思われま

す。そこで、次の2点についてお伺いします。

まず、多度津町の4つの重点施策の一つ、移住・定住の促進の成果についてお伺いします。

政策観光課長（河田 数明）

中野議員の移住・定住の促進の成果についてのご質問に答弁をさせていただきます。

ご承知のとおり、移住・定住の促進は人口減少対策として取り組んでいるものでございます。町の総人口の増減は転入、転出による社会動態と、出生、死亡による自然動態の兼ね合いにより決まっておりますが、このうち移住・定住促進の成果を計るための指標の一つと言える社会動態の平成26年から平成30年の状況を見ますと、平成26年度は49名の社会減、平成27年から平成29年までは51名から198名の社会増、平成30年が33名の社会減でございました。

一方、同じ期間の自然動態はいずれの年も108名から170名の自然減でありまして、期間中の社会動態は約500名の社会増になってはいるものの自然減の勢いが上回っており、結果として町の総人口は微減となっております。

さらに、社会動態の内訳を見てみますと、総転入数に占める国外から転入された方々の割合が毎年約4割から5割と非常に高い状況でございました。多度津町に転入される外国籍の方々は町内企業の技能実習生として転入され、数年後に出国される方も多く、またその転入数は町内企業の業績等により大きく左右されてしまう点を踏まえまして、本町における人口減少の状況は数字で見るとより厳しい状況でございます。

また、国内からの転入数もどちらかといえば減少傾向であり、主に日本人の方にご利用いただいている県外から移住された方への家賃補助事業や空き家改修支援事業などの移住・定住促進施策の効果は現時点で十分に出ているとは言い切れない状況だと考えております。

平成27年度に策定しております多度津町人口ビジョン及び多度津の輝き創生総合戦略の中では、子育て世代の転入数増加などが人口減少傾向の緩和に繋がることを記載しております。転居という人生における大きな節目のタイミングで、若者や子育て世代に選ばれる町を目指して、今後も根気強く各種の施策に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

分かりました。

次、関係人口と地域を繋ぐ中間支援組織を支える人材を育成するための支援も検討する必要があると思われませんが、関係人口への今後の取り組みについての考えをお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

中野議員の関係人口と地域を繋ぐ中間支援組織を支える人材の育成についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員のご質問にありますとおり、国や県においては関係人口という概念及びその創出拡大がこれからの持続的な地域づくりを考える上で重要であるという結論がなされており、多度津町においてもその重要性を鑑み、現在策定作業を進めている第2次多度津の輝き創生総合戦略の中に関係施策を盛り込む中で具体的な取り組みを進めていくことを検討しております。

関係人口と一言で申しましても、その関わり方、度合いは様々でございますが、町出身者を始め、多度津町にふるさと納税をしていただいている方々など、町に何らかの形で関わっていただいている地域外にお住まいの方々と継続的に繋がり、多度津町の課題とともに解決していけるような機会の創出、仕組みの構築は将来にわたって持続可能なまちづくりを進めていく上で大変重要になってまいります。

同じく、ご質問の中にごございました地域の中でコーディネーター機能やプロデュース機

能を発揮できる中間支援組織につきましては、町行政から独立して地域の活性化、観光振興や特産品の振興などの取り組みを行う、いわゆる「まちづくり公社」が担うべきではないかと考えられ、現在その設立に向けた検討を行っているところでございます。

また、その組織を支えられる人材の育成に関しましては、官民協働でのまちづくりという観点から、町職員の組織への関わり方を含め、今後検討を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

ただいま町長より答弁いただいた中の、再質問として「まちづくり公社」の今考えられている役割とか内容等についてお伺いします。

政策観光課長（河田 数明）

ただいまの再質問に答弁をさせていただきます。

町長の答弁にありました「まちづくり公社」は、その重要性の確認や担うべき役割などについて現在検討を進めております。行政とは違った観点からのアプローチで地域住民や企業、また行政を繋ぎ、さらに地域の中と外を繋いでいくことで地域外から人を呼び込み、地域の経済を活性化していくような組織でございます。

取り組む内容につきましては町長の答弁の中にも少し触れられておりましたが、現段階で例えば町内の空き家や古民家を借り受け、それをリノベーションして貸し出すサブリース事業など、行政では行うことができない、あるいは民間での実行が困難な事業や、町内の事業者や団体の皆様が取り組まれている観光振興や特産品振興に関わる取り組みをマーケティング的な考え方に基づいて掛け合わせ、地域全体として国内外へ情報を発信していくような事業をこの組織が行うことで、将来にわたって持続可能なまちづくりを進めていくことができるのではないかと考えているところでございます。

この組織の設立までのスケジュールや今後の進め方につきましては、現在検討作業中につき未定ではございますが、今後さらに関係の皆様からご意見などを頂戴する中で、今の多度津町にとって最適な形を模索してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

分かりました。

将来にわたって持続可能な官民協働によるまちづくり、私たち議員も協力していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、次の2番目の質問に移らさせていただきます。

コンパクトシティ構想に基づく都市計画マスタープランの見直しについてです。

平成31年度施政方針の中で、町長は快適な都市空間の形成に多くの地方都市で問題が顕在化している市街地の拡散や低密度化の進行に歯止めをかけるため、都市機能の近接化を図り、歩いて暮らせる集約型まちづくりの実現に向け、JR多度津駅周辺を中心に町の拠点となるエリアを定めて、居住及び都市機能の集約化を図る立地適正化計画に基づ

き、持続可能な集約型都市への再構築を図ってまいります。また、都市計画マスタープランの見直しを行ってまいりますという風に述べられています。

まさに多度津町の進めているのは、このコンパクトシティと言われることと言ってよいと思います。コンパクトシティの大きなメリットは利便性の向上、時間の節約です。職場への移動や買い物、公共施設へのアクセスが全てコンパクトになるため、移動の負担が軽減します。

このコンパクトシティが実現すれば、このように健康で快適な生活の実現や、財政、環境面での都市の持続可能性の向上、さらには地域経済の下支え等の効果が期待できます。

しかし、このような多くのメリットがある反面、コンパクトシティの抱えているデメリットもあります。コンパクトシティに取り組む際に、全ての住民に移動を義務づけることはできません。そのため一定数の人口が集中した時に、残された人々の生活利便性が悪化する可能性もあります。

このような中、11月27日の四国新聞にコンパクトシティを目指し、自治体が設定した居住誘導区域の浸水被害が、台風19号被災地のうち少なくとも7県14市町で起きていたことが11月26日、各自治体の取材で分かったと。国土交通省によると、誘導区域を定めている香川県の高松、丸亀、坂出、多度津の県内4市町を含む全国269市町の9割に当たる239市町は区域内の浸水を想定しており、対策強化が急務だという風に四国新聞に掲載されていました。

このようなことから、コンパクトシティを推進していく上で、地域によってメリット・デメリットが分かれるため、地域の特性に合わせた多度津町独自のプランを作っていることが重要だと思われまます。

それらを踏まえて、次の3点についてお伺いします。

まず1番目ですが、多度津町の居住誘導区域における浸水想定対策についてお伺いいたします。

建設課長（三谷 勝則）

中野議員の多度津町の居住誘導区域における浸水想定対策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

中野議員のご指摘のとおり、台風19号被災地において居住誘導区域内で浸水被害が発生しているところです。新聞記事にもありますとおり、誘導区域を定めている全国269市町の9割に当たる239市町は、区域内浸水を想定しており、対策が必要となっております。

本町においても居住誘導区域内で過去浸水が発生しております。しかしながら、多度津駅周辺に行政機能、福祉機能、子供機能などを集積するなど、集約型の都市構造を実現し、持続可能な都市づくりを目指していくためには、居住誘導区域として多度津駅からおおむね徒歩800メートルから1キロの範囲を設定することとなり、浸水区域を外して



設定することは今後のまちづくりの観点からすると難しい面がございます。

また、居住誘導をする区域内で災害リスクを完全になくすることは困難ではありますが、防災や減災に取り組み、地域の魅力向上や空間の質向上を図り、居住を誘導するために安全・安心な地域であるという信頼性を向上する必要があると考えております。

これからの安全性の向上に資する対策は、都市機能誘導区域及び居住誘導区域を踏まえ、関係機関と連携を図り、総合的に実施していく必要があると考えます。

浸水想定対策として災害リスクが高いと考えられる平成29年度に発生した台風18号災害による居住誘導区域内の浸水対策については、桜川流域における総合的な治水対策において県と町の関係各課が連携し、浸水対策を進めているところです。

ハード対策としては、河川整備計画の見直しによる県における桜川の護岸のかさ上げや、内水排除のための浸水対策の作業については、多度津町防災連絡協議会との協定の締結などの対策を実施しております。今後の浸水対策については、現在進めております過去の浸水シミュレーションにより再現し、浸水被害軽減対策として内水排水ポンプ場の増設について実施していく計画にしております。

また、桜川排水機場においては水門排水ポンプの自動化による桜川排水の効率化も検討しており、桜川水位由来による浸水地域に対し、居住誘導区域内の浸水被害の軽減を図る計画の実施に努めてまいります。

また、ソフト対策としては、防災のしおりの作成や各種ハザードマップや、それらを総合した総合防災マップの作成により、誘導区域内において今後起こり得る浸水被害について防災意識の向上に向けた取り組みを進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次、同じく都市計画マスタープランの質問の2番目ですけれども、都市計画マスタープランは多度津町立地適正化計画と整合性がとれているか。また、20年後を展望しているか等、見直しのポイントについてお伺いします。

建設課長（三谷 勝則）

中野議員の都市計画マスタープランは立地適正化計画と整合性がとれているか。また、20年後を展望したものになっているか等、見直しのポイントについてのご質問に答弁をさせていただきます。

都市計画マスタープランと立地適正化計画の整合性についてですが、マスタープランと立地適正化計画の考え方を統一するため、マスタープランにおける多度津町の課題に立地適正化計画の主要課題としている人口減少、少子・高齢化、空き家や空き地などの低未利用地が散発的に発生する都市のスポンジ化などを位置づけ、将来の都市構造やまちづくりの課題を基本方針などに反映することとしております。

特に、マスタープランにおける市街地地域については、立地適正化計画で指定している居住誘導区域、都市機能誘導区域を含むことから、誘導施策である多度津駅周辺の整理

や低未利用地の活用、歴史的、文化的資源の保全やそれらを生かしたまちづくり、河川改修等の浸水対策などを基本方針とする予定であります。

また、マスタープランは20年後を展望することとなっていることから、社会情勢や都市としての課題などにこれからの人口減少や少子・高齢化問題に対するコンパクトシティー推進の考え方を取り入れたものに見直し、方針や施策を設定しております。

以上のことから、マスタープランの見直しについては立地適正化計画と整合性を図ったものとなります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

分かりました。

都市計画マスタープランの見直しには、住民の意見を取り入れることも必要と思われま  
す。現在の都市計画マスタープランの進捗状況及び完成時期、目途についてお伺いしま  
す。

建設課長（三谷 勝則）

中野議員の都市計画マスタープランの見直しには住民の意見を取り入れることも必要  
と思われませんが、現在の進捗状況及び完成時期、目途についてのご質問に答弁をさせ  
ていただきます。

中野議員のご指摘のとおり、住民意見を反映させて都市づくりの方針を策定していくこ  
とは必要と考えております。都市計画マスタープランの見直しにおける町民意向の把握  
については、町民意見公募手続、パブリックコメントにおいて実施し、その意見を都市  
計画マスタープランに反映していくことを考えております。

現在の都市策定の進捗状況としては、都市計画マスタープランの素案について各課と担  
当課により内容の協議検討を行っているところです。各課との協議検討が完了しまし  
たら、課長会及び議会への説明を行い、その後、都市計画審議会においてマスタープラン  
見直しの素案について内容審議を行っていただきます。

また、素案ができましたらパブリックコメントにより本計画に住民の意見の反映を行  
い、都市計画審議会においてパブリックコメントの反映後の都市計画マスタープランの  
見直しについて最終の審議をいただく行程となっております。

なお、都市計画マスタープランの見直しについては、本年度完了の予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

分かりました。

都市計画のマスタープランは、多度津町の都市計画の指針となるものだと思います。ぜ  
ひ住民の意見を反映させて、実効性のあるものとして多度津町の将来像について住民に  
分かりやすくこれから周知して、理解を得て、その実現に向けて進めていただきますよ  
うよろしくお願いいたします。

それでは、3番目の質問の職員のホスピタリティーについて質問させていただきます。今、新庁舎の建設に向けて着々と計画が進んでいます。多度津町民にとってハード面、庁舎っていうハード面も大切ですが、ソフト面、住民サービスもさらに大切なものだと考えています。

豊かな社会にあっては、住民は生活の質の高さを求めています。そのためには行政サービスの質を高める必要があります。そして、住民のニーズに応えるためには、多度津町職員のホスピタリティーマインドが不可欠であることを認識する必要があると思います。

ホスピタリティーマインドとは接遇能力を向上させることで、高い次元のサービスを提供することを意味します。おもてなしの心とも言われているものです。住民が行政機関に求めているものは何かということや、住民の満足度を高める方法について、義務感ではなく、使命感で仕事をするための意識改革を行って多度津町の職員にやる気を持ってもらうことが大事だと思います。

そのためにはCS、住民満足とES、職員の満足が両立しなければならないと思います。

そこでまず、次の2点についてお伺いします。

まず、今までの住民満足度とか職員の満足度調査についての結果についてお伺いします。

政策観光課長（河田 数明）

中野議員の住民満足度調査についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町では第6次多度津町総合計画の策定に当たり、平成26年6月から7月にかけて町への愛着度や生活や地域について、日頃感じていることなど町民の意識を調査し、計画づくりの基礎資料とするためにアンケート調査を実施いたしております。

調査方法、調査内容及び調査結果につきましては、平成27年3月に作成しております第6次多度津町総合計画策定のためのアンケート調査結果報告書のとおりでございます。

今後におきましても住民満足度の調査につきましては、総合計画に掲げる目標の達成度を計るとともに、今後の方向性を考えていく上で重要なものでありますので、第7次多度津町総合計画策定期間に合わせてアンケート調査を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

町長公室長（山内 剛）

中野議員ご質問の職員満足度調査についてのご質問に答弁をさせていただきます。

職員満足度調査につきましては、毎年全職員に自己申告シートの提出をお願いしております。調査内容は、健康状態、仕事の量、仕事は自身の能力が生かされているか、仕事にやりがいを感じているか、職場の人間関係等について調査を行っております。

調査結果で平成29年と平成30年を比較しますと、健康状態では平成29年に健康と回答し

た職員が72%でしたが、平成30年では66%とやや健康状態が悪化しております。  
仕事の量につきましては、平成29年に多いと回答した職員が28%、適正と回答した職員が54%でしたが、平成30年では多いと回答した職員が37%、適正と回答した職員が43%となっており、業務量が増加していると感じている職員が多くなっております。  
仕事は自身の能力が生かされているかについては、平成29年は生かされていると回答した職員が20%、普通と回答した職員が55%、平成30年に生かされていると回答した職員が19%、普通と回答した職員が59%となっており、大きな変化はありませんでした。  
仕事にやりがいを感じているかについては、平成29年にやりがいを感じていると回答した職員70%、平成30年が72%となっており、やりがいを感じている職員が少しだけ増えています。  
職場の人間関係につきましては、平成29年に良いと回答した職員が38%、普通と回答した職員が49%、平成30年に良いと回答した職員が40%、普通と回答した職員が49%となっており、職場の人間関係も良くなっていると感じている職員が少し増えています。  
今後もこの自己申告シート等を活用して職員の満足度調査を毎年行い、働きがいのある職場環境づくりに努めたいと考えております。  
以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

ただいまの答弁に再質問をさせていただきます。  
今お話しいただいた住民満足度、職員満足度は結果を見ると決して高いとは言えないと思います。特に、住民満足度調査は26年調査以降、5年が経過しており、満足度調査は総合策定計画に関わらず毎年実施し、より細分化した内容で実施してる市町村もあることから、毎年実施、あるいは1年ごととか、そういう実施について検討してもらいたいと思いますが、実施の可否についてお伺いします。

政策観光課長（河田 数明）

ただいまの再質問に答弁をさせていただきます。  
住民満足度調査につきましては、第5次総合計画の効果を計るとともに、住民の意見を第6次総合計画に反映するためのものでもございました。また次回の調査予定につきましては、先ほど答弁させていただきましたとおり、第7次総合計画の策定時に実施する予定であり、長い期間を空ける形での調査となることから、議員ご指摘のとおり、経過期間中における住民満足度の変化を把握して重点的に取り組むべき施策を整理することはできていない状況ではございます。貴重なご提案をいただきましたので、今後住民の意識やニーズの変化を短期的に把握するため、インターネットなどを活用した調査方法も検討し、調査時期と合わせて課題とさせていただきます。  
以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

分かりました。

次に、職員の研修等についてお伺いします。

職員のやる気と生きがいを高めるためにはマインド変革、スキル向上の両面から人材の育成を図っていかねばならないと思います。特にマインド、心的な面は人間が行動する場合の中核となる部分で、行政機関を取り巻く環境は刻々と変化しています。少子・高齢化や価値観の変化、経済情勢の悪化などです。行政機関に奉職している職員も過去の延長戦ではなく新しい時代に即した考え方や意識を持って行動する必要があります。

そこで、研修、内部・外部含めて受講することも必要であり、今後のホスピタリティーをどう進めていくかについてお伺いします。

町長公室長（山内 剛）

中野議員ご質問の職員の研修等についての答弁をさせていただきます。

現在行っております職員研修につきましては、業務を離れて必要な知識や技術を習得することを目的とした職場外研修と、日常業務において上司等からの指導、助言という形式で行われる職場内研修があります。

職場外研修につきましては、高松市にあります香川縣市町職員研修センター主催の階層別研修や、能力開発研修を多くの職員が受講しております。階層別研修では、職務階層によって必要とされる知識や能力、待遇についての研修が行われております。

新規採用職員には公務員倫理やビジネスマナーなど、行政職員として基本的な知識の研修内容となっており、管理職は組織経営や労務管理など、マネジメント能力についての内容が主な研修内容となっております。

能力開発研修につきましては、様々な研修メニューがあり、法令、条例の作り方や企画開発力等のスキルアップのための研修や相手も自分も尊重するコミュニケーション講座、チームのパフォーマンス向上講座、モチベーション、マネジメント講座等の働きがいのある職場環境づくりのための研修も行われております。

また、職員安全衛生委員会の主催でメンタルヘルス研修やマインドフルネスの内容も含めた健康教室も開催しております。

今後はこれまでのスキルアップや働きがいのある職場環境づくりのための研修への参加も継続しながら、おもてなしの精神、ホスピタリティーマインドを持って業務を遂行することで、住民満足度はもちろん、職員満足度も向上できるように全職員が人間力を高め、職場全体で相互啓発を行えるような職場環境づくりや人材育成が行える研修を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

分かりました。

庁舎の中の人たち、町長から職員全員の方たちは共通の目標や価値観を持って、ベクトルを一つにして自分たちのパフォーマンスを一緒に喜べる職場環境を構築していく必要

があると思います。職員のホスピタリティーをぜひこれから育て、高めて、同時に住民の満足度を高めていってもらおうように働きかけていってほしいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（村井 勉）

これをもって5番 中野 一郎議員の質問は終わります。

次に、9番 小川 保君。

議員（小川 保）

失礼いたします。

9番 小川 保でございます。

本日は放課後児童クラブの現状と方向性についてと本町の創業支援施策のさらなる展開についての2点を質問いたします。

まず1点目、放課後児童クラブの現状と方向性についてです。

町は放課後児童クラブ事業の管理運営に当たり、指定管理者制度を使い、社会福祉協議会を管理者に選任して運営をしております。こうした業務運営体制の中、大きな問題もなく円滑に運営されていることと思います。

さて、これらの運営の中、児童館、四つ葉クラブなどの現場では、恐らく様々な事柄が日々発生しているのではないのでしょうか。改めて児童館と四つ葉クラブの現状と課題、今後の方向性について質問をさせていただきます。

そこでまず、町の健康福祉課と社会福祉協議会及び児童館と四つ葉クラブなど、放課後児童健全育成事業に関係する組織体系についてご説明をお願いいたします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

小川議員の放課後児童健全育成事業に関係する組織体系についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町では町内4小学校区の児童館及び多度津小学校の余裕教室及び豊原小学校と白方小学校に近接する2カ所の専用施設において、放課後児童クラブ、通称「四つ葉クラブ」を実施しております。

児童館については町社会福祉協議会を指定管理者とし、施設の管理に関する業務及び放課後児童クラブ事業を行っており、現在の指定期間は平成30年4月1日から令和3年3月31日までの3年間となっております。

また、四つ葉クラブにおける放課後児童クラブ事業については、同じく町社会福祉協議会へ業務委託をし、実施しております。

各施設における支援体制は有資格者1名以上を含む2名と、シルバー人材センターから派遣された会員2名により、勤務時間を調整しながら支援を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

子供たちを直接見守っている職員の方々は、社会福祉協議会に雇用されている方、並びにシルバー人材センターに派遣依頼された方との運営になっているということですね。次に、放課後児童クラブ事業の課題についてですが、児童館や四つ葉クラブの職員の方々が日々取り組んでいる事柄、問題点などを拾い上げ、4つの切り口で確認をしたいと思っておりますので、ご答弁よろしくお願ひいたします。

1つ目は、施設面の安全性。

施設の設計が各館異なっており、ガラスが多い遊戯室で遊ばせている児童館もあるようですが、さて安全の再点検が必要ではないでしょうか。

2つ目は、閉鎖的な室内空間。

児童館という施設内だけの生活パターンが感性豊かな子供づくりという面では懸念されます。特に、平素の3時間ほどの生活と夏休みなどの長期休みの長時間生活では、時間のブロックが違っております。

3つ目、4年生以上の高学年と3年生以下の低学年の時間の過ごし方ですが、主に高学年の動きでは室内空間だけでの生活は問題であります。遊びのアーチが低学年とは基本的に違います。いずれにしても、体と精神の発達度合いが自律的になっている高学年の子供たちには限られた空間施設の中で、全員画一的な生活スタイルを求めることは余りにも育成上、問題があるのではないのでしょうか。

4つ目ですが、新設された豊原四つ葉クラブの施設は3年生以上の利用であると聞いております。3年生を組み入れたこと、このことに問題はないのでしょうか。3年生以下の低学年は15時頃に下校であり、4年生以上の高学年は16時以降の下校となっております。この1時間のギャップは宿題を終えた後の自由時間が勢い長くなって、体を動かす遊びができないなど、保護者からもクレームが出ておるようですが、これらの点についてのご回答をお願いいたします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

小川議員の児童館や四つ葉クラブの職員の方々が日々取り組んでいる事柄や問題点についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、施設面の安全性についてでございますが、議員ご指摘のとおり、児童館によってはガラスの多い遊戯室で遊んでいるのが現状ですが、各施設については国及び県の設置基準に基づき設計をしており、採光等の関係から各部屋に窓ガラスが設置されております。

そこで安全性を高めるため、各児童館及び多度津校区四つ葉クラブにつきましては、全ての窓ガラスに飛散防止フィルムを貼付しており、また昨年度新設いたしました豊原校区及び四箇校区四つ葉クラブにつきましては、強化ガラス及びポリカーボネートを使用し、児童の安全確保に努めております。

また、支援員による安全点検については、児童館では71項目、四つ葉クラブでは48項目の安全点検チェックリストを作成し、毎日実施しております。

その他、消防設備についても年2回以上の定期点検を行うとともに、施設設備の不具合や破損については必要に応じ、修理・修繕を行っております。今後もさらなる児童の安全確保のため、指導管理してまいります。

次に、閉鎖的な室内空間についてでございますが、ご指摘のとおり、現状ではどの施設にも運動場等の屋外活動の場がないため施設内での活動が主になっておりますが、段ボールなどを用いて創作遊びを行ったり、遊戯室等を利用したドッジボールなど、体を動かす遊びを取り入れるなど、それぞれ制限がある中でも工夫しながら実施しております。

また、長期休暇中においては、地域のボランティアによる紙芝居や香川大学によるサイエンス教室を実施したり、夏休みには小学校のプール開放に参加したり、多度津校区四つ葉クラブにおいては遊戯室がないため、多度津小学校の体育館をお借りして体を動かすなど児童の心身の育成支援に取り組んでおります。閉鎖的な室内空間ではありますが、子供たちの創造力や協調性を高めていくような活動の充実に努めてまいります。

3つ目の4年生以上の高学年と3年生以下の低学年の時間の過ごし方については、先ほどの答弁のとおり、現状としましては室内での活動が主となっておりますが、放課後児童クラブは集団生活の場ですので、一定のスケジュールに沿って運営しております。

小学校とは異なり、異学年の子供たちが共に過ごし、活動することで他者との多様な関わりを経験したり、物や人に対する興味の幅を広げていくことができるよう、今後も育成支援に努めてまいります。

最後に、豊原校区四つ葉クラブの3年生以上の利用についてでございますが、豊原校区四つ葉クラブは1施設内に2クラスを設けており、現在3年生、5年生のクラスと4年生、6年生のクラスに分かれております。昨年度までは多度津児童館において1年から3年生を受け入れておりましたが、利用希望者が多く、国の示す基準、1クラスおおむね40人を超過している状況にありました。

そこで豊原校区四つ葉クラブを新設し、全学年の受け入れ開始に伴い、今年4月から3年生以上については、四つ葉クラブでお預かりすることとなりました。クラス分けにつきましては、四つ葉クラブ新設時の利用希望者数が3年生11名、4年生19名、5年生5名、6年生ゼロ名であったこと、また開設当初の支援員の採用状況から両クラスの支援体制に大きな差異が出ないように調整をいたしました。

ご指摘のとおり、3年生と5年生の下校時間は1時間程度異なるため、それぞれの遊びや学習に支障が出ないように、現状としては教室の中でスペースを分けるなどの対応をいたしてまいりました。

来年度のクラス分けにつきましては、募集の結果、12月2日現在、3年生が21名、4年生が14名、5年生が21名、6年生が5名であることから、3、4年生のクラスと5、6年生のクラスに編成することといたしました。3年生については引き続き四つ葉クラブでの利用となりますが、子供たちが快適に過ごせるよう環境整備に努めてまいります。



以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

ここで、教育長にお尋ねします。

教育研究会、あるいは教育委員会において教育上のテーマとして様々な事柄を議論されていることと存じます。その一つとして、宿題の基本的なあり方について、教育委員会としての指針などを示されているのでしょうか。急な質問で恐縮ですが、本件に関連しておりますので、よろしければご教示いただけたらと思います。

教育長（田尾 勝）

小川議員の宿題の基本的なあり方についてのご質問に答弁させていただきます。

文部科学省が定めた学習指導要領に宿題という項目は含まれておらず、家庭学習を視野に入れた指導の一環として捉え、内容や実態は各校、各教師の裁量に任されたものになっております。

学校現場では宿題は学習状況の確認、学習の定着、学習の準備、予習などを目的にして実施しております。日頃の授業や長期休業中の課題として課せられることがあり、自主学習、プリント、教科書などの練習問題、時には作文、レポートなどの形態があります。多くの場合、提出された宿題は教師の手で検印、コメントを書くなどして子供理解をしたり、それぞれの課題などの確認をしたりして授業改善にも役立てております。

それだけではなく、昨今家庭での学習時間が少ないということが指摘されており、自主的に学ぶ方法や態度を育てるために大切なものであるということから、自主学習スタイルの宿題に取り組んでいる学校も複数あります。

配慮しなければいけないことは子供の実態に即したもの、自力で果たせるように配慮しておくこと、宿題の趣旨を子供たちに知らせておく等が考えられます。家庭では自分のスタイルでできる限り自力で取り組めるようなれば学ぶ楽しさを味わい、学習意欲も向上するように思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

教師の先生方も非常に大変ですね。宿題をチェックしながら、また次の授業に生かしていくと、こういった事柄、宿題っていうのは先ほどのお話の中で感じましたが、授業の補完的な要素も一部あるかなど。あるいは、以降の進め方、そういったものに参考に取り入れるとか、そして何より重要なのは子供たちが自主的にやるということ。そして楽しんで学ぶということを宿題の中で大きく家庭学習の一環として取り上げておると、そういう風なお話でございました。非常に大切なお話であったと思います。

そこで、健康福祉課長にお尋ねいたしますが、指定管理者である社会福祉協議会を適切に指導、管理していくには、町が業務仕様書によって指導のあり方など、運営に関する

ガイドラインを作成、提示することが重要であり、そうしたガイドラインに沿って指定管理者がマニュアルを作成し、職員全員に徹底共有させていくことが重要だと考えております。

具体的な事象として、一例でございますが、児童館並びに放課後児童クラブにおいては子供たちの宿題のさせ方について、そこにおいでる職員がマンツーマンになって指導しているケースとそうでないケースがあるとのこと。また、宿題の指導内容が従事している職員によってまちまちであるということも聞こえております。

さて、いかにすることが学校教育上、好ましいのか、こういったことも議論した上で、まさしくマニュアル化することだと思います。など、家庭の役割などをあわせて鑑みて、児童館全体としての足並みを揃えることが必要ではないでしょうか。そのお考えをお伺いいたします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

小川議員の児童館全体としての足並みを揃えることが必要ではないかのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、国の運営指針に基づき運営を行っており、指定管理者である社会福祉協議会で業務報告書等の仕様書や事故対応マニュアルを作成しております。また、毎月1回、町内放課後児童クラブの支援員によるミーティングを実施しており、業務についての周知や課題の共有、検討を行っております。

宿題につきましては、放課後児童クラブは遊びと生活の場であり、学習塾とは異なるため、集中して学習に取り組める環境づくりに努めているものの、学習塾のような学習指導は行わないことを原則としております。

ご指摘の内容につきましては、宿題に取りかかるのに時間を要したり、特別な配慮が必要な児童については、児童の個性に合わせてそばで寄り添いながら声かけなどを行う場合がございます。各児童館や四つ葉クラブの環境や状況にもよりますが、施設によって対応が異なることがないよう、ミーティング等を通じて各施設の支援員及びシルバー会員全てが共通理解のもと、児童に対応するよう指導を行ってまいります。そのためにも、今後マニュアル化については町社会福祉協議会と協議してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

次に、放課後児童クラブの運営をレベルアップしていくには子供たちを直接指導し、見守る児童館、四つ葉クラブ職員を対象にしたマニュアル確立作業や子供たちを指導する際の価値観の共有化が大切だと思います。また、一方では今後の展開として職員としての資格を持っているだけでなく、実際に小学校で長年教育に関わってきた経験豊富な人材をお願いするなど、教育委員会と連携することも肝要かと考えます。

そこで、放課後児童クラブ事業のさらなるマニュアルの確立や、今後の職員教育や職員採用のあり方などお考えをお示しいただければと存じます。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

小川議員の放課後児童クラブ事業のさらなるマニュアルの確立及び今後の職員教育や職員採用のあり方についてのご質問に答弁をさせていただきます。

マニュアルの確立につきましては、先ほど答弁させていただいたとおり、子供の健全育成を第一に考えた放課後児童クラブ運営を行うよう、今後社会福祉協議会と協議してまいります。

職員の採用につきましては、現在放課後児童クラブの支援員にはハローワークを通して教職員等の有資格者を積極的に採用しており、各クラブ1名以上の有資格者が配置されております。

また、支援員の資質向上のため委託先の町社会福祉協議会で支援員のスキルアップ研修を実施したり、県児童館連絡協議会等が実施する研修会に計画的に参加し、職場内でもその学びを共有しております。

町としましても、経験豊富な人材の確保は重要であると認識しておりますので、引き続き人材の確保に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

次に、先ほど詳細にご答弁いただいた内容について、今現場に携わって下さっている職員の方々も児童・生徒たちに対する熱い思いを持って懸命に従事されていることだと拝察しております。決してその方々を指弾していることではありません。ガイドラインとマニュアルの重要性についてお願いしていることでもあります。その点よろしくお願いたします。

さて、2点目の本町の創業支援施策のさらなる展開について質問をいたしたいと思えます。

私は時折、本通や京町など自宅近くの町並みを散策しております。昔ながらの町並みや幾つもある神社、寺院、祠などを見ながらの散策は飽きることがありません。

そんな散策の途中で思うのは、高齢化。町外へ住居転出などさまざまな影響で旧町内のドーナツ化など、住む人のいない空き家が多数あります。

が、その一方で、町内外から新しく商売を始める方々も見ようになり、ありがたく微力ながら応援したいと思っております。

こうした中、本町は企業立地による税収増や雇用の確保に向けた様々な取り組みがなされていることも大変重要であり、感謝いたしている次第であります。

そうした中、産業振興のみならず、古くからある地域資源や町内外からの人材に目を向けた支援策を強く展開することが肝要であろうかと感じております。

そこで、町の創業支援施策のさらなる展開について、3点お伺いいたします。

1つ目は、町と多度津商工会議所の創業支援に関わる相互協力の動きは、いかようになっているのか。

2つ目は、新たな創業支援施策を考えているのであれば、公表可能な範囲でよろしいのでご教示下さい。

3つ目は、既存の商店及びその付近の住民と新たな商品との橋渡しについてどのように考え、連携しているのか。

以上、3項目についてお伺いいたします。

町長（丸尾 幸雄）

小川議員のご質問のうち、まず1点目の町と多度津商工会議所の創業支援に関わる相互協力の動きはいかようになっているのかについて答弁をさせていただきます。

本町では産業競争力強化法に基づき、創業者や創業予定者を支援対象とする多度津町創業支援事業計画について平成29年12月25日に国の認定を受け、同計画に基づく創業支援を行っているところでございます。

同計画の中には、1つ、産業課内に商工会議所、金融機関、役場内他部署等との連携をとる連携窓口の設置、2点目、多度津商工会議所内に経営指導員による情報提供及び指導が受けられるワンストップ創業相談窓口の設置、3点目、多度津商工会議所において経営、財務、人材育成、販路開拓等の指導が受けられる個別指導事業が盛り込まれております。

このように、新規創業希望者や第2創業希望者が本町または商工会議所のいずれを訪れても互いに連携を取り合い、情報共有を図ることとなっております。

また、今年度は同商工会議所と協議を重ねて、本通地区から元町、仲ノ町を中心とした空き店舗、空き家調査を実施いたしました。この調査結果は双方で所有し、創業希望者等からの物件相談があれば活用し、同商工会議所が対象物件の折衝に関して対応することになっております。

今後も相互に連絡を取り合い、創業希望者に対し有益な情報を遅滞なく伝えることができるように努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

産業課長（谷口 賢司）

私からは小川議員の2点目、3点目の質問について答弁させていただきます。

2点目の新たな創業支援施策を考えているのであれば、公表可能な範囲でよろしいのでご教示下さいについて答弁させていただきます。

現在、中小企業庁の創業支援等事業者補助金を活用して、本通地区にある事業者が芸術活動をきっかけとした創業支援を実施しております。この補助事業は12月末まで実施されることになっておりますが、この事業のメニューの一つにチャレンジショップ事業がございます。この事業は既存の営業店舗の一部区画を借用して試験的に物販や芸術活動

等を行う事業であり、複数の方が11月末まで事業を行っていたとのことでございます。なお、この事業を活用していたのは町外の方だということでございます。同事業者に確認したところ、新年度においても数件のチャレンジショップの申し込みがあったそうでございます。

このようなチャレンジショップの取り組みは全国的にも広がりを見せてきており、四国では高知県で数多く実施されているようでございます。町内で起業を考えておられる創業希望者の後押しができるよう、創業に取り組みやすい間口を広げた事業を研究、検討し、新たな事業の創設に取り組みたいと考えてございます。

3点目の既存の商店及び住民と新たな商店との橋渡しについてどのように考え、連携しているのかについて答弁させていただきます。

最近、本通地区を中心とした新たな小規模商店の開業が相次いでおります。この中には創業セミナーや多度津町創業支援補助金を受講、活用した店舗も含まれております。旧商店街等の賑わいを取り戻すにはこれまでにない新鮮な視点をお持ちの事業者の方々の新規事業参入も必要ではないかと考えております。

しかし、従前よりその地で事業をされている事業主の方々と新たに事業参入された方々の間で意見に相違がある場合もあるという風にお伺いしてございます。

町の賑わいは従前より事業をされている方と新たに流入された方が良好な関係を築き、まちづくりに関し、同じ方向を持ちながら地域の発展を考えていかなければ成り立たないという風に考えてございます。

このため、多度津町創業支援事業計画に基づき、それぞれの方々から本町及び商工会議所がご意見をお伺いし、要望等があれば協議の場を設定するなど、双方の橋渡しの役目を担うことが必要であると考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

再質問をさせていただきます。

先ほどの産業課長からのお話の中で、従来からその地で事業をされておる方々、そして新たに参入された方、そしてまた住民、このお三方について同じ方向性、同じベクトルを持って進めていくということが賑わいづくりの基本であるという風にお伺いをいたしました。

なるほど私もその方向は全く考え方は同じであります。しかしながら、やっぱり新旧の事業者っていうのはそれぞれの思いがございまして、なかなか難しいかなと思います。それを融合させてあげるのは、やはり町の産業課のお仕事ではないかなと。商工会議所の方々ももちろん努力されておりますけれども。

そういったところもお願いをしつつ、先ほどのお話の中の多度津町創業支援事業計画、この内容について、概要は皆さん何となくお分かりになろうかと思いますが、詳細についての周知方法、これはどのようにされておるのかなと思います。

以上、お願いいたします。

産業課長（谷口 賢司）

ただいまの小川議員の再質問について答弁させていただきます。

改めまして、多度津町創業支援事業計画のことを説明させていただきますが、この計画は平成29年度に作成してございます。周知方法といたしましては、町ホームページにて計画内容の概要等について公表してございます。

なお、町の創業支援補助金等の具体的な補助事業につきましては、町のホームページだけでなく、町広報紙へも掲載してございますが、この創業支援計画でございます。これに関しましてはこの中で重要なものは、連携窓口やワンストップ創業相談窓口というのをこの事業計画の中で設置しているということでございます。

この中のワンストップ創業相談窓口というのは、商工会議所におきまして経営指導員による情報提供及び指導が受けられる窓口ということでございます。事業といたしましては、相談に来られた方から内容をお伺いし、その考えを整理し、町や地元金融機関と連携しながら問題解決や事業計画策定まで支援を行うこととしてございます。

そのため、窓口相談の担当者は国、県、町等の各種支援制度の内容を熟知し、支援者個々の状況に応じた情報提供が行えるように情報収集に努めておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

再質問の内容についてはなかなか整理してお答えいただくのは難しいかなと思っておりますけれども、まず先ほどの中にあつたワンストップ創業相談窓口、これについてもどんな内容なのかお聞きをしたい。

それから、もう一つはもしや今現在の創業支援事業計画以外に、例えばチャレンジショップ、そういった制度等についてももしお考えがあれば、お話をいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

産業課長（谷口 賢司）

ただいまの小川議員の再質問にお答えいたします。

ワンストップ創業窓口でございます。先ほど答弁にもございましたとおり、多度津商工会議所内におきまして経営指導員による情報提供でありますとか、指導が受けられる窓口となっております。

事業内容といたしましては、本町産業課の職員と一緒に地元の金融機関等と連携しながら、相談に来られた方々の悩み、また問題解決、そういったものに当たっていききたいという風に考えてございます。

また、チャレンジショップでございます。先ほど答弁にもございましたとおり、今多度津の本通地区にある事業所の方で中小企業庁の補助金を活用して行っているところでご

ございます。本町といたしましても、同事業者から色々経過でありますとか、今後の課題等々の意見聴取を行っているところでございます。

今現在、本町では創業支援補助金を活用して新たな創業者の育成に努めておりますが、このチャレンジショップというのは創業される方、その手前の入り口のところをもう少し広げて、敷居を下げたあげようという事業でございます。本町の方でもこの事業に関しては非常に有効であるのではないかとという風に考えてございますので、新年度に向けて少し研究して事業に取り組めたらいいなという風に考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

特に、本町のチャレンジショップ、こういった内容については色々相談に乗りながら進めていけばよろしいかなと思えますけれども、東京都の文京区などではチャレンジショップの支援事業という形で、ある程度優遇された支援をやられておるようです。こういったことも参考にしながら、本町の計画をまた次年度始めていただければなと思えます。

最後の再質問ですけれども、中国銀行多度津支店がこの多度津町内においては既に撤退をしたということで、今現在その建物とか跡地、そういったものが残っております。もちろんATMについてはまだ活動をされておるようですが、どうも移設を考えておられるというのを薄々聞いております。

また、そういった建物の利用とか跡地の利用、そういうのをもしお聞きであればお話いただけたらなと思っております。お願いいたします。

産業課長（谷口 賢司）

小川議員の再質問にお答えいたします。

中国銀行旧多度津支店は議員ご指摘のとおり、人の集まる拠点としてはすごくよい位置にあるという風に考えてございます。そのため、その跡地利用には私どもも関心を寄せているところでございます。

産業振興の側面から、以前、同銀行の丸亀支店に問い合わせを行っているところでございます。11月末の状況でございますが、旧多度津支店の取り扱いについてはまだ何も決定していないということでございました。また、建物の取り壊し等も今のところは検討していないということでございます。

なお、旧多度津支店の閉鎖された支店物件に関しましては、同銀行本店にて一括して管理されているようでございます。土地、建物に興味のある企業等があれば、その都度対応していくということをお伺いしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ありがとうございます。

中国銀行の建物は非常に興味のある建物で、全国で色々展開されておる中国銀行さん、建物が同一的な、画一的な感じで同じように造られておると。この建物の利用っていうのは非常に文化的な感覚もございますので、含めた形で活用できればなど、これも多度津町の一つの財産になるのではないかなと思っております。ぜひ町の方で色々ご検討いただいたらと思います。

以上で小川 保、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（村井 勉）

これをもって9番 小川 保議員の質問は終わります。

ここで昼食休憩に入ります。

再開は1時でございます。よろしく申し上げます。

休憩 午後00時05分

再開 午後01時00分

議長（村井 勉）

休憩前に続きまして、一般質問を続けます。

4番 兼若 幸一君。

議員（兼若 幸一）

4番 兼若 幸一です。

次の3つについて本日は質問させていただきます。

まず1つ目、待機児童の解消について、2つ目、幼稚園の空調設備について、3つ目、地震対策についてです。

まず最初、待機児童解消についてのご質問をしたいと思います。

先日、2019年10月1日での多度津町では待機児童が7人と四国新聞で報道されましたが、この数字に間違いはないでしょうか。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

兼若議員の待機児童の人数についてのご質問に答弁をさせていただきます。

新聞報道にありましたとおり、令和元年11月21日に香川県から発表された10月1日現在の保育所等利用待機児童数において、本町の待機児童数は7名となっております。これは特定の保育所のみを希望するなどの私的待機者を除いて集計したものであり、同時点で私的待機者4名を合わせますと待機児童数は11名となります。

なお、12月1日現在ではさらに増加し、待機児童数13名、私的待機者8名で合わせて21名となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

再質問をさせていただきたいと思っております。



本年3月には待機児童数はゼロだったと私、認識をしておりますが、増加した原因は何なんでしょうか。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

兼若議員の再質問にお答えいたします。

4月当初はゼロ名であったものが、今待機児童が増えているのはどうしてかというご質問ですが、年度途中で転入、もしくは就職などにより年度途中に入所の希望が上がったためとなっております。

なお、育児休暇が明けた方とか、そういう方もおられます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

まず、再質問なんですけど、過去3年間の待機児童数っていうのは、何名いらっしゃったんでしょうか。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

兼若議員の再質問にお答えいたします。

過去3年間の待機児童者数はというご質問ですけれども、3年前は待機ゼロでありました。昨年ですが、平成30年4月は待機児童が8名、私的待機が2名で10名でございます。今年新聞報道がありました10月1日同時点の待機、昨年につきましては16名と私的待機6名、22名でありました。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

再度、再質問をさせていただきたいと思います。

本年も当初、待機児童がゼロだったのが、このように増えております。途中から増加することを見込んだ余裕のある定員設定っていうのはできないのでしょうか。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

兼若議員の再質問にお答えいたします。

年度当初ゼロでありましたのは、申込者数、定員は560名でありましたけれども、調整して各保育園にお願いした結果、それを上回る人数を受け入れていただけましたので待機はゼロとなっておりますが、もうその時点で定員を超えて目いっぱい規定の範囲内で調整をしていただいた結果、余裕がなくなった状況にあります。

ですので、年度途中で来られましても空きができるまでは待つていただくという状況が続いておる現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

分かりました。

次の質問に移りたいと思います。

町では来年度の待機児童解消に向けて、どのような施策を実施する計画でしょうか。お

願います。

町長（丸尾 幸雄）

兼若議員の来年度の待機児童解消に向けた施策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町における待機児童の発生は保育士不足により、必要な入所定数が確保できないことによるものであることから、来年度については保育士を新たに確保するための施策の実施を考えております。

まず、町単独事業の保育士確保対策として、令和2年4月1日以降に正規職員として町内保育所に就職する保育士資格を有する者を対象に、勤務を開始した日から6カ月継続して勤務することを条件とし、10万円の一時金を交付する多度津町保育士就職一時金交付事業を実施する予定です。

さらに、今年8月21日に包括的連携、協力に関する協定を締結いたしました香川短期大学の助言をもとに、町内保育所の求人情報及び町の紹介をまとめたパンフレットを作成し、県内はもとより、近隣の保育所養成校にもパンフレットを配布し、就職活動に役立てていただくほか、町内保育所の見学ツアーを計画するなど、保育士確保のための施策を実施したいと考えております。

また、現在町内保育所で保育に関わっている方々の負担軽減や離職防止のための施策も重要と認識しております。既に実施しております清掃業務などの保育に係る周辺業務を行う者を配置するための人件費に対する補助事業のほかにも、保育体制の強化について、毎月開催している保育所長会等において協議をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

再質問をさせていただきたいと思います。

新聞報道なんですけど、三豊市では2018年、37名の待機児童がいましたが、本年2019年10月1日現在ではゼロ人となっております。当然、受け皿整備等が進んだためと思われるんですが、この三豊市の取り組みについて何か調べられてはいないのでしょうか。

健康福祉課長（富木田 笑子）

兼若議員の再質問にお答えいたします。

どのような施策をされたか、詳しいことは聞き取りはしておりませんが、新しい施設ができるというようなことを耳にしたことはございます。また三豊市の方に確認をしておきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

分かりました。そういった成功している事例というのは速やかに調査をしていただき、可能な範囲で取り組んでいただきたいと思います。要望したいと思います。

次、2点目の質問です。

幼稚園の空調設備設置についてです。

家庭、小学校、中学校には空調設備、いわゆるエアコンが設置されていますが、幼稚園の教室にはまだ設置されていないようです。設置して欲しいという意見もあったとお聞きしていますが、設置されていないのはなぜでしょうか、お聞かせ下さい。

教育課長（竹田 光芳）

兼若議員の幼稚園の空調設備の設置についてのご質問に答弁させていただきます。

まず、幼稚園の空調設備の設置状況につきましては、全ての幼稚園の職員室と遊戯室に空調設備を設置しております。保育室に設置しているのは夏季休業中に預かり保育を実施する多度津幼稚園の1教室に設置しておりますが、他の幼稚園の保育室には設置していません。猛暑などで気温が急激に上昇した場合には遊戯室を活用し、園児の健康に配慮するようにしております。

幼稚園につきましては、昨年適正配置に関する基本方針を策定し、幼稚園を再編することもあり、現状での対応を考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

今の答弁で再質問をさせていただきたいと思います。

猛暑などで気温が急激に上昇した場合には遊戯室を活用し、園児の健康に配慮するようにしておりますというご答弁をいただきましたが、ニーズの多い幼稚園で、その一室で健康に配慮、十分できるとお考えでしょうか。

教育課長（竹田 光芳）

兼若議員の再質問にお答えいたします。

幼稚園に設置している遊戯室は、それぞれの幼稚園の中の施設で一番面積の大きい面積を持っております。とはいえ、全ての保育室に空調設備を設置していないため、利用者の方々にはご不便をおかけしております。

ご質問の全園児が入室した場合での健康面への影響については調査等を行ったことがありませんので、問題がある、ないということはちょっと分かりませんが、健康面に影響が出ないように、園児の方の健康状態を常にチェックして、小まめに水分補給をとるなど、努めて対応をとっていきたいと考えております。

先ほども申しましたとおり、幼稚園の適正配置事業も控えておりますことから、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

再質問です。

再度、今言われました幼稚園につきましては、適正配置に関する基本方針を作成し、幼稚園を再編することもありということのご答弁をいただきましたが、具体的にはいつその再編というのは実施される予定ですか。その再編されるまでもうエアコンは付けない

というお考えなんですか。よろしくお願ひいたします。

教育課長（竹田 光芳）

兼若議員の再質問に答弁をさせていただきます。

幼稚園の再編の方法につきましては、新設する場合、既存園の拡張による再編とその方法によって必要な期間が変わってきますので、どの整備方法で行うかが決まっていない中で、再編の時期についてお答えすることができません。

園児数の減少や施設の老朽化からも考えると、速やかに再編に向けた準備に着手することが必要と考えておりますが、財政状況の方も勘案しながら事業を進めてまいろうと考えております。その中で幼稚園の保育室への空調設備の設置についても考えてまいろうと思っております。そういう事情がございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（村井 勉）

傍聴席にお願ひいたします。

雑談はしないようにして下さい。

議員（兼若 幸一）

家へ帰ればエアコンがあり、幼稚園を卒園して小学校、中学校に入ればエアコンの効いたところで十分に勉強ができる。しかし、猛暑の中、まして体温が高い幼稚園の園児は、この猛暑に耐えながら幼稚園で過ごす、ますます幼稚園離れってというのが加速されるのではないのでしょうか。

幼稚園に行くよりも保育所に行きたがるというのは、これが現実ではないかと思いますが、それについてどのようにお考えでしょうか。

町長（丸尾 幸雄）

ただいまの兼若議員のご質問にお答えをしております。

今、小学校と幼稚園の適正な数の答申はいただきました、教育問題等検討委員会の方から。その中で、優先順位は幼稚園をまず適正な数にまとめる、それが今答申としては1つの幼稚園ということ、1園ということになってます。そして、それを何で早くするかというと、幼稚園の方が老朽化が進んでるということです。そして、そういう老朽化の進んでる幼稚園に各幼稚園の部屋にエアコンを付けるということは、これは財政上、とてもじゃないけどできないと思っております。

その中で、今、教育委員会にも話をしておりますのは、なるべく早く議論をしてくれと。そして、ある程度どこにするのか、それからどのような形で幼稚園の形態を造るのか、それがまずできるのが最初です。それができた後で建設にかかっていく訳でありますので、それをまず早くしていただきたいと願っております。

ただ、今の現状の中で遊戯室に、全ての4つの幼稚園ともに遊戯室にエアコンは設置してあります。その中で十分賄っていけると考えています。私も全ての幼稚園の遊戯室も見て

きました。その中で、酷暑とまではいきませんが、各幼稚園の部屋で授業ができないときはそこでやれるかどうかということも検証をいたしました。その中で一番大事な多度津の子供たちの命を守り、また教育環境を充実していくという考えの中で今進めております。

幼稚園を再整備するに当たりまして、私が常に申し上げておりますように、財政の健全化ということが一番に考えて行います。その上において、財政が健全でなければ幼稚園の適正配置、それも少し様子を見なければいけないということになると思っております。今、例えばそれまでの間でも子供たちの生活、勉強の教育環境は保てると思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

丸尾町長のこの財政難の中で何を優先をしていくかというのは再三再四お聞きしておりますので、我々議員としても十分に把握しているところではありますが、その幼稚園の適正について、これも1園にする、場所はどうかというのもこれも再三聞いておりますが、できるだけ早くという答弁ばかりで具体的なものがないと、2年後なのか、来年なのか、それでは5年後なのかというのが全然見えてこない状況ではあります。大体何年後を目指してるんでしょうか、答弁をお願いします。

町長（丸尾 幸雄）

兼若議員のご質問にお答えしてまいりますけども、具体的に2年後とか3年後とか、そういうことは今言えない状況にあります。それは、先ほども申し上げたとおりであります。理由はそういうことであります。

まずはどこに、建てるのであれば4つの園をどこにするのか、それからどういう風な形態にするのか、そういうことも今教育委員会の方で考えておりますので、それがまず出てきてからのことだと思っております。そういうことが出てきた後に財政状況を考えながら、進めていこうと思っております。

以上です。

議員（兼若 幸一）

我々としては明確な回答をいただきたいと思いますが、これ以上多分再質問しても無理だと思っておりますので諦めました。

次、3つ目です。地震対策についてお尋ねしたいと考えております。

11月26日に瀬戸内海中部を震源とする地震が朝の8時頃と午後3時頃に発生しました。

3時頃の地震は多度津町でも震度3を観測されました。近い将来、発生するであろう南海沖地震に対する多度津町の地震対策と発生時の対応についてお聞かせいただきたいと思っております。

総務課長（岡部 登）

兼若議員の多度津町の南海沖地震に対する対策及び発生時の対応についてのご質問に

答弁をさせていただきます。

今月3日と4日の2日間に関東北部を震源とする震度3以上の地震が5回も発生するなど、地震のニュースが続く中、11月26日に発生し、本町で震度3を観測した地震ですが、瀬戸内海中部を震源とする地震で、最大震度が4以上であったのは1999年10月30日以来、約20年ぶりのことだそうです。

また、地震のニュースの中でよく耳にする南海トラフは、静岡県駿河湾から九州の日向灘にかけての海底で海側のプレートが陸側のプレートの下に沈み込んでいる領域のことを言います。そこを震源域とする大地震には多様性があり、震源域の広がりや正確に予測することは現時点での科学的知見では困難なため、南海トラフをこれまでのような南海・東南海領域という区分をせず、南海トラフ全体を一つの領域として考え、記録して残る過去1,400年間に100年から200年の間隔で蓄積されたひずみを開放する大地震が発生していることから、この領域では大局的に同様の間隔で巨大地震が発生するものと考えられています。そのような状況の中、政府の地震調査委員会はこの領域で今後30年以内に巨大地震が発生する確率を昨年70から80%へと引き上げました。

議員ご質問の発生時の対応につきましては、本年5月に国の中央防災会議において変更された南海トラフ地震防災対策推進基本計画を踏まえ、気象庁から南海トラフ地震臨時情報及び南海トラフ地震関連開設情報が発表されることになっています。

この情報は南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合や、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その調査結果を発表した後の状況の推移等を公表する場合に発表されることになっています。

また、平成30年度末に内閣府より地方公共団体や企業がとるべき指針を示した南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドラインが作成され、南海トラフ地震臨時情報等に対応した計画とするため、説明会や研修会が開催されております。

香川県におきましても南海トラフ地震臨時情報発表時の香川県内における防災対応方針を公表し、県内市町に対応を求めていることから、本町におきましても今年度の多度津町地域防災計画の見直しに当たっては、地震対策編に第5章として南海トラフ地震防災対策推進計画を新たに加え、南海トラフ地震への対応をより活性化させる方針としています。

その見直しにつきましては、平成30年度の機構改革や多度津町水防計画におけるより円滑な水防活動を目的とした水防本部編成の変更、また全国各地の豪雨災害の教訓を踏まえた避難勧告等に関するガイドラインの改定などの国における対策を踏まえ、近年の様々な災害対策を受けて大幅に更新する予定にしております。

一方、災害時に指定避難所を開設した際に必須となる災害時備蓄品の備蓄も計画的に進めています。加えて、国や県及び他団体から送られてくることが想定されているプッシュ型と言われる大量の支援物資を管理運営し、効果的に各避難所へ分配するために、現在大規模災害時等の物流拠点施設としての協力に関する協定及び災害時における物資輸

送等に関する協定の締結に向けて準備を進めています。この両協定を締結することにより、大規模災害時等の避難生活の早期安定に寄与することに繋がると考えています。

さらに、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、平成25年に強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法が成立し、自治体において国土強靱化地域計画の策定が努力義務として定められました。これは大規模自然災害等から人命の保護が最大限図られ、様々な重要機能が機能不全に陥らず、迅速な復旧、復興を可能にする地域づくりのための計画であります。

甚大な被害を受けた場合、長期間にわたる復旧、復興を図るような事後対策の繰り返しを避け、平時から準備しておこうとするものでございます。本町を含め、県下全ての市町において南海トラフ地震等の大規模自然災害等に備え、令和2年8月までに当計画を策定する予定としております。

最後に、本町独自の対策としまして、既に住宅の耐震化を促進する民間住宅耐震対策支援事業で住宅の耐震性の向上を図っておりますが、家具類の転倒による死傷者を減少させるための家具類転倒防止対策促進事業も進めようとしています。

さらに、巨大地震が発生した際に想定される浸水地域の津波ハザードマップの配布、津波避難ビルとしての施設利用に関する協定締結なども実施しています。

1854年、マグニチュード8.6の安政東海地震が発生し、その約32時間後にマグニチュード8.7の安政南海地震が発生しています。また、1944年、マグニチュード8.2の昭和東南海地震が発生し、約2年後の1946年にマグニチュード8.4の昭和南海地震が発生しております。先ほども申しましたが、この領域では巨大地震が2回続くなど多様性があることから、幾重にも対策を講じることが大切だと考えており、対策は重ねてまいります。皆様におきましては日頃から地震への備えを再確認していただき、命を守るための準備をお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

ありがとうございました。

再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、私も含めてなんですが、多くの多度津町民は多度津町は本当に住みやすいところという認識を持っていると考えております。大きな地震が多度津町にもやってくるだろうという認識を町民に改めて再確認してもらうためには、施策としてどのように町民に周知するとお考えでしょうか。

総務課長（岡部 登）

ただいまの兼若議員の再質問に答弁させていただきます。

現在、19あります自主防災組織におきまして、事務連絡会といったような形のものをごしらせようという動きが今ございます。さらに、各学校区におきまして年間2学校区を目標に防災訓練などを実施し、大人のみならず子供たちにもそういった機運を醸成して

いきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

再質問です。

今現在、多度津町の自治会で19の自主防災組織があるとのことなんですが、増えていないのが現状だと思うんですが、その自主防災組織っていうのが増えない原因というのは何だとお考えでしょうか。

総務課長（岡部 登）

ただいまの再質問にお答えいたします。

増えてなくはなくて、昨年度も若干増えておりますし、今年度も2つほど作ろうかなという風にお聞きしております。徐々には増えていくのではないかなという風に思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

徐々にということなんですが、多度津町の自治会の数からするとまだまだ自主防災組織っていうのが認識というか、もっともっと増えればいいなと私も考えてますので、町としてもそういった自主防災組織を作っていただくよう努力をしていただきたいと思います。

それと、先ほどの答弁の中で、多度津町独自の対策として住宅の耐震化を促進する民間住宅耐震対策支援事業で、それぞれの住宅の耐震性の向上を図っていると答弁がありましたが、具体的には何件ほどの利用者数があるのでしょうか。

建設課長（三谷 勝則）

ただいまの兼若議員の再質問についてですが、住宅の耐震診断と耐震改修の件だと思えますが、ちょっと今手元に資料がないので正確な数値ではございませんが、診断、改修ともに約10件程度だったと記憶しております。正確な数字についてはちょっと今手元に資料がないので、ご了承をいただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（兼若 幸一）

以上で私の質問は終わりたいと思います。

最後になりましたが、子供は多度津町の宝です。できれば幼稚園に空調設備を設置してほしいと要望いたします。ありがとうございました。

議長（村井 勉）

これをもって4番 兼若 幸一議員の質問は終わります。

次に、3番 天野 里美君。

議員（天野 里美）

3番 天野 里美です。よろしくお願いたします。



子育て支援について伺います。

現在、我が国では急速な少子化が進行するとともに、家庭や地域を取り巻く環境が大きく変化し、その結果、必ずしも安心して子育てできる状況にあるとは言えません。これは多度津町においても同様であり、子供及び子供を養育している者に対して必要な支援を行うことが行政課題として求められています。

一方、地域に目を向けると、核家族化とともに地域の繋がりが希薄化する中で、長時間労働等による父親の育児参加を十分に得ることができず、子育てが孤立化し、子育てに対する負担感がより大きくなっています。また、就労を支えるサービスとして位置づけられてきた保育サービスだけでなく、保護者の就労の有無に関わらず全ての子育て家庭を支援する取り組みが必要になってきているのではないのでしょうか。

これらを踏まえ、国は一人一人の子供が健やかに成長することができる社会の実現を目的に子ども・子育て支援法に基づく新制度を平成27年4月に本格的にスタートさせました。この制度は子ども・子育て支援給付として児童手当の支給及び子供のための教育・保育給付を行うとともに、市町村は基本指針に則して5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画、つまり子ども・子育て支援事業計画を作成することとされています。

また、平成28年6月2日に「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定しましたが、この中において子育て中の保護者の約4割が悩みや不安を抱えていることから、妊婦期から子育て期にわたり切れ目のない支援を実施する子育て世代包括支援センターを2020年度末までに市町村で設置することを努力義務として法定化いたしました。

そこで、次の7点についてご質問です。

1点目です。

多度津町における子ども・子育て支援事業計画は、今年度が計画期間5年間の最終年になると思いますが、計画の概略及び事業の実施状況についてお答え下さい。また、来年度から新しい計画期間が始まるため、現在その準備中であると思われるが、その進捗状況についても併せてお答え下さい。

町長（丸尾 幸雄）

天野議員の子ども・子育て支援事業計画の概略及び実施状況並びに新計画の進捗状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

子ども・子育て支援事業計画とは、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく計画であり、子育て家庭の状況や子育て支援事業の利用状況及び利用規模を把握し、計画的に実施整備を行うことを目的として、国の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針を踏まえ、5年を1期として市町村が策定するものであります。

本計画には各年度の教育、保育の量の見込み及び提供体制の確保方策並びに地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保方策等を盛り込むことになっております。

また、本町の最上位計画である多度津町総合計画の分野別計画であるとともに、保健福祉分野の上位計画である多度津町地域福祉計画とも整合性を図りながら策定するものであります。

現在の多度津町子ども・子育て支援事業計画は平成27年度を始期として、今年度が計画最終年度となっており、中間年に当たる平成29年度には見直しを行い、ニーズの高かった放課後児童クラブについて施設を新設し、定員を確保することで全校区において対象児童を小学校6年生まで拡充をいたしました。

一方、保育所については、ゼロ歳児において計画値どおりの確保ができておらず、待機児童が発生している状況であります。令和2年度から始まる第2期多度津町子ども・子育て支援事業計画の策定については現在準備を進めているところであり、昨年12月には子ども・子育て会議を開催をし、子育て支援サービスのニーズを把握するためのアンケート内容について検討し、今年1月に就学前の子供がいる全世帯を対象に実施し、6月にアンケート調査の結果報告及び現時点での量の見込みについて報告をいたしました。子ども・子育て会議は今後2回開催を予定しており、12月に計画の素案について検討した後、パブリックコメントを実施し、その結果を踏まえた上で第2期多度津町子ども・子育て支援事業計画の策定を予定をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

ありがとうございました。

続きまして、2点目です。

地域子育て支援拠点の設置状況、その事業内容及び活動実績をお答え下さい。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

天野議員の地域子育て支援拠点の設置状況、その事業内容及び活動実績についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、白方保育所、多聞院保育所及び豊原保育所の3カ所に設置しており、乳幼児とその保護者同士が遊び等を通じて交流したり、専任の職員が子育てについての相談、情報の提供、助言等を行っております。

実績につきましては、平成29年度及び平成30年度は3施設合わせて延べ6,000人以上が利用しており、今年度の延べ利用者数も6,000人を上回る見込みです。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

ありがとうございました。

続きまして、3点目です。

多度津町における今年度の幼稚園並びに保育所のそれぞれの定員及び利用者数についてお答え下さい。また、利用者はみんな希望するところに入ることができたのでしょうか。お答え下さい。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

天野議員の今年度の保育所の定員及び利用者数についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、保育所の利用定員については、愛光保育園130人、白方保育所70人、多聞院保育所60人、豊原保育所180人、三井保育所120人です。

12月1日現在の利用者数については、愛光保育園148人、白方保育所73人、多聞院保育所66人、豊原保育所184人、三井保育所121人となっており、どの保育所も利用定員を超えて配置基準等の基準内において可能な限り受け入れを行っている状況です。

保育所に入所については、保育指数により保育の必要性の高い方から決定しているため、必ずしも全員が第1希望の保育所に入所できる訳ではありませんが、その場合も第2、第3希望までお伺いし、利用調整を行っております。

今年度については、新聞報道でもありましたように、調整を行ってもなお待機児童が発生している状況です。

以上、答弁とさせていただきます。

教育課長（竹田 光芳）

天野議員の今年度の幼稚園並びに保育所の定員及び利用者についてのご質問に答弁させていただきます。

幼稚園について答弁させていただきます。

まず、定員についてです。多度津幼稚園は100名、豊原幼稚園は135名、四箇幼稚園は90名、白方幼稚園は100名です。

今年度の利用者数は、多度津幼稚園は38名、豊原幼稚園は78名、四箇幼稚園は47名、白方幼稚園は7名です。利用者は全て希望する幼稚園に入園しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

ありがとうございました。

続きまして、4点目です。

現在、多度津町に認定こども園はあるのでしょうか。また、認定こども園の中には幼保連携型認定こども園という類型があり、これは学校及び児童福祉施設の双方の位置づけを有する単一施設であります。幼保連携型認定こども園のメリット・デメリットをどのようにお考えでしょうか、お答え下さい。

教育課長（竹田 光芳）

天野議員の本町に認定こども園の有無及び幼保連携型認定こども園のメリット・デメリットについてのご質問に答弁させていただきます。

まず、認定こども園の有無については、本町にはありません。

次に、幼保連携型認定こども園のメリット・デメリットにつきまして答弁させていただきます。

まず、メリットについては、幼稚園での教育と保育園での保育が一体的に行われること。保護者が就労、退職などに左右されず、子供が同じ園に通うことができることが一般的に上げられています。

次に、デメリットについてですが、幼稚園に保育所の機能も有することになりますので、人材を確保することが難しいことや、施設面においても午睡のための施設や乳児室等の設置が必要になることが上げられています。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

ありがとうございました。

続きまして、5点目に入ります。

子育て中の保護者の就労形態を考えると、就労状況が変わることによって子供の保育環境が変わることは望ましいことではないと考えます。幼保連携型認定こども園であれば、年度途中で保護者の就労形態に変化があったとしても子供に大きな変化を求めることなく対応できると考えますが、将来的に多度津町における幼保連携型認定こども園を設置するお考えはあるのでしょうか、お答え下さい。

教育課長（竹田 光芳）

天野議員の本町で幼保連携型認定こども園を設置する考えの有無についてのご質問に答弁させていただきます。

本町における幼保連携型認定こども園の設置については、本町の幼稚園は全て公立で、保育所は全て私立であることなど、幼稚園、保育所の設置者が異なることが本町特有の課題であります。

そのような状況でありますので、現在のところ幼保連携型認定こども園の設置については考えておりませんが、待機児童が慢性的に発生するなどの状況になれば、本町としてもこども園の設置について保育所等の関係機関とも協議を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

ご答弁ありがとうございました。

続きまして、6点目に入ります。

現在、多度津町では幼稚園の統廃合を考えられており、6月及び9月議会においても一般質問がなされました。その答弁において、多度津町では平成28年に多度津町教育課題検討委員会を設置し、協議を重ね、昨年3月に教育委員会に将来にわたって多度津の子供たちがともに育つ教育環境を確保するためとして答申がなされました。教育委員会

としては、その答申を受け内容について検討し、幼稚園、小学校の再編整備の基本方針を策定しました。基本方針の主な内容の一つに、幼稚園の適正配置として現行の4園から1園に再編するということがありました。

そこで質問です。

この検討委員会から基本方針の策定の過程において、幼保連携型認定こども園の設置について検討がなされたのでしょうか。

また、今後財政難が進んでいく中、幼稚園の建て替えに関わる補助制度、認定こども園に設置する関わる補助制度については調査されたのでしょうか。

子ども・子育て支援事業計画との整合性を踏まえ、再度検討する必要はないのでしょうか、お答え下さい。

教育長（田尾 勝）

天野議員の基本方針の策定の過程において、幼保連携型認定こども園の設置についての検討についてのご質問に答弁させていただきます。

平成28年8月から開催された教育課題検討委員会では、幼稚園、小学校の適正規模、適正配置について、幼稚園、小学校の今後のあり方、将来予測、現状、住民アンケート調査を踏まえて様々な視点と立場から検討し、平成30年3月に答申がなされました。

検討の過程においては、共稼ぎ家庭の増加等による社会やライフスタイルの変化に応じて預かり保育等の子育て支援を充実させる等の論議はされましたが、本町の幼稚園と保育所は設置者が異なることもあり、議員ご指摘の幼保連携型認定こども園の設置についての審議はなされませんでした。

検討委員会からの答申を受けて、教育委員会においても答申について審議し、基本方針を策定しました。その審議の過程で、認定こども園についての意見も出されましたが、基本方針の幼稚園のあるべき姿の一つとして通園、預かり保育に係る園児、保護者を支援でき、保護者、地域の人々とともに教育活動や相談活動に参加できる時と場所を確保すると検討委員会の答申を踏まえたものとしたしました。

幼稚園統合に伴う建て替えに係る補助制度につきましては、文部科学省の学校施設環境改善交付金の補助メニューの一つに、幼稚園施設整備事業がありますので、この交付金を活用した整備が考えられます。

補助率としては、多度津中学校、白方小学校の改築と同じ原則3分の1となっております。また、認定こども園を建設する場合の費用につきましても、幼稚園、保育所の機能を併せ持つ幼保連携型認定こども園を新設する場合は、幼稚園と同様の扱いとなり交付金が補助の対象となります。

認定こども園の設置につきましては、先ほど答弁させていただきましたように、本町の幼稚園と保育所は設置者が異なることなど考慮しながら、待機児童の状況も注視し、関係機関との情報交換や協議を通じて、今後の選択肢の一つとして検討してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

ありがとうございます。

再質問させていただきます。

現在、働き方改革が言われる中で、生産性の向上や育児と介護の両立など働くニーズの多様化に対応することは、多度津町の未来を担う子供のためにも、また、その保護者のためにも必要なことだと思います。幼稚園は公立で、保育園は民間という設置者が異なるという話ではなく、町民にとって本当に必要な環境はどうあるべきかを考えることが優先されるのではないのでしょうか。その上で、できるためにはどうすればいいかを議論すべきであり、それが行政のあり方ではないかと考えます。

これらの多度津町民にとって子供を育てる環境はどうあるべきかについて、真摯に取り組んでいただきたいと思います。どうぞお考えでしょうか、お答え下さい。

教育長（田尾 勝）

天野議員の再質問にお答えします。

当然、私たち教育委員会も最優先すべきことは子供の支援をどうするか、そして保護者の支援をどうするかということでもあります。そのためには幼稚園だけで考えることも、あるいは教育委員会だけで考えるということも大切なんですけども、保育所、私立の保育所の方々と、また健康福祉課の方々と、一緒になって今から情報交換しながら、ともに多度津の子供たちのためにどうあるべきかという視点に立って検討してまいりたいという風に思っています。一生懸命頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

議員（天野 里美）

再質問させていただきます。

また、現在作成中の子ども・子育て支援事業計画においても、保護者の働き方に対して柔軟に対応できる、また保育園と幼稚園の定員をそれぞれ見直す意味においても、幼保連携型認定こども園の設置についてきちんとした議論をし、反映すべきであると考えますがいかがでしょうか、お答え下さい。

町長（丸尾 幸雄）

ただいまの天野議員の質問に関しましては、これは教育委員会とか、また健康福祉課じゃなくて、これは答弁するのが難しいと思いますので、私の方から答弁をさせていただきます。

ただいまもう何度も申し上げておりますように、幼稚園は公立、4つとも公立です。保育所は5つとも私立ということは、行政が私立の運営している保育事業に手を出すということは民業圧迫になります。これは行政としては避けなければいけないこととなります。

その中で、今2年前だったかな、3年前だったかな、ちょっと忘れましたが、待機児童

はずっとゼロでした。多度津町は本当に保育所の先生方、保育所の皆様方が常に考えていただいて、私どもの希望であります待機児童ゼロをずっと行っていただいております。ここ2年くらいの間に待機児童が増えてきた訳でありまして、その原因は何かっていうと保育士の確保、それから保育士がいないから、某保育所の場合も定数を削減したということがあります。そのことから待機児童が出てきましたので、そのことに対しての今どうすればいいかということを保育所と保育園と、私ども行政と一緒に考えているところでありますけども、その中で保育所の、皆様方にも私が申し上げましたのは、このままずっと待機児童が続くようであれば行政も町民の皆様方のことも考えながら、行政もやらなければいけないということは、幼・保の今のこども園です。こども園の設立というのも考えなければいけない、ということは、これまでは保育事業は全て民間でしたが、その中に私どもが手を入れるということになります。私どもも考えていかなきゃいけない、行政としても考えていかなければいけない。だから、保育所の所長、園長先生に申し上げたのは、このようなことが続かないようにどうか待機児童ゼロに向けて一緒になって頑張っていきたいと思いますということを申し上げました。

以上、答弁になってますかね。

民間と、それから行政、公設というのは全く違うもんですから、民間が今保育事業をやってくれてますが、この事業をもう私どもがもう子供の頃からずっと保育所は民間で、幼稚園は公設でというのがずっと続いております。その中で、民間の保育におきましては、私ども行政もずっと補助といたらいいんでしょうけども、保育所に預けている子供の親が保育料を払っていきますけども、国の定めた基準の6割に抑えて、4割はずっと町が補助してきてました。何で補助してきたかという、民間の保育所に入ってもらうためです。民間の保育所に子供たちをたくさん預けていただきたいと思って町の方から補助してます。

そのことに関しても、またこれからの待機児童っていうのができないということが前提になってきます。今、保育所長会、園長会とか色々話をしているところです。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

詳しいご説明ありがとうございます。真摯に取り組んでいて下さるということで、ちょっと再度、再質問になるかとは思いますが。

計画作成や検討会の提言の後、具体的に準備を進めていく上で予算の執行というものは大変大きな問題であると考えます。そのためにも活用できる補助金や交付金、例えば先ほどお話にもありましたが、学校施設環境改善交付金、また認定こども園施設整備交付金などについて精査し、方向を決定していく必要があると思います。これから具体的にどう作業を進めていくかということをお答えしていただけたらと思います。お願いできますでしょうか。

教育課長（竹田 光芳）

天野議員の再質問の方にお答えさせていただきます。

これから幼稚園の再編計画を実施していく上で、整備の方法について新築であるのか、既存園の拡張であるのかを決定し、整備方法を決定しましたら、その後、国の方に補助金の申請の方は取りかかっていくような次第でございます。

まずもって、その整備の方法をまず決めてから、その後、国の方に補助金を申請していく、そういう風な計画になろうかと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

ご答弁ありがとうございます。

ちょっと時間も迫ってまいりましたので、次の質問に行かせていただけたらと思えます。

最後の質問です。

次に、子育て世代包括支援センターについてです。

これは地域社会から孤立し、妊婦や育児に不安を抱える子育て家庭が増える中、妊娠・出産から子育て期にわたって親子を切れ目なく支援するためのセンターです。多度津町では昨年度、既に事業実施要項を作成し、センター事業に着手され、9月議会において事業の内容や成果について一般質問がなされたところです。

その中で、今後の課題としてワンストップ拠点の効果測定や他団体との連携体制の充実を上げるとともに、利用者の声を聞きながら事業の拡大を目指していくためにも、専門職の人材確保や実施体制の整備に努めてまいりたいという答弁がございました。

子育て世代包括支援センターは、一方で日本版ネウボラとも呼ばれています。ネウボラとはフィンランドの母子支援制度のことで、助言の場という意味があります。ネウボラとは各家庭に専属の保健師がつき、妊娠期から就学前までの健診相談、相談支援を行う子育て支援拠点のことです。日本では妊産婦や乳幼児などの支援機関や制度は多いものの、ばらばらに対応しがちであったことから、ワンストップ拠点としての整備を図ることを目的にセンターが設置されることになりました。

しかし、町の保健師は異動があることから、ネウボラのような支援制度になるとは限りません。子育てに悩む家族が気軽に足を運べるセンターとなるためにも、またセンターと地域を繋ぐための工夫としても地域社会での子育てを行っていく考えや仕組みが必要だと思えます。

そこで質問です。

それぞれの地域の中にネウボラのように気軽に相談、対応できる人材を養成し、利用者とセンターを繋ぐ役割を担うことで地域における子育ての充実となり、センター機能も十分に発揮できると考えますが、センターの将来像についてどのように考えているかお答え下さい。

健康福祉課長（冨木田 笑子）



天野議員の子育て世代包括支援センターの将来像について、どのように考えているかのご質問に答弁をさせていただきます。

本町の子育て世代包括支援センターは、平成30年4月に開設し、保健師、助産師、看護師、保育士の専門職が交代で常駐し、妊婦から就学前の幼児と保護者や必要に応じては18歳までの子供とその保護者を対象に、妊娠期から子育て期の切れ目ない支援体制を整えております。

天野議員のおっしゃるとおり、フィンランドのネウボラは同じ保健師が妊娠期から就学前までの子供の健やかな成長、発達の支援とともに、母親や父親、兄弟、家族全体の心身の健康を継続的にサポートしており、このことが子供の貧困率を低くし、また子供の幸福度の格差が小さい国であるとされております。

本町では、ご指摘のとおり、異動等で同じ保健師の継続的な支援は困難ではありますが、母子健康手帳発行時の面接は地区担当の保健師が行い、担当保健師名を明記した個別支援計画を妊婦に手渡しするなど、顔の見える関係づくりでその後の支援に繋がっております。

今後、それぞれの専門職がスキルアップを図り、より専門的な支援体制を整え、誰もがいつでも相談できるワンストップ機能を強化し、関係機関と連携しながら、安心して出産に臨め、子供たちの健全な成長や発達、またその家族の心身の健康を包括的にサポートできる拠点となることを目指してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（天野 里美）

ありがとうございます。

ちょっと時間ないんですが、再質問、ちょっと気になることがありますのでさせて下さい。

保護者が子育てに関する悩みや相談、誰にでも気軽にできることだとお考えでしょうか。健診などの問い合わせならできるかも知れません。しかし、センターの役割はそうではないと考えます。妊娠、出産から子育て期にわたって親子切れ目ない支援とは、ネウボラのように本来1人の保健師が時間をかけて人間関係を築きながら行うことで悩みや相談ができるのではないのでしょうか。

先ほどご答弁いただきましたように、それぞれの専門職、スキルアップを図ることも信頼関係を築く上でも必要だとは考えます。

これからセンターとの信頼関係を築く上で、人間関係の構築、また専門職のスキルアップを図る上で、現在具体的に取り組んでいることをお答えいただけますでしょうか。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

天野議員の再質問にお答えいたします。

現在、保健センターの保健師はそれぞれが月に1回、若しくは毎日情報を共有いたしまして、各子供たちのそれぞれの発育であったり、家庭状況であったり、各保健師が情報

を共有するように努めております。

また、こども支援係の方といたしましても、児童虐待、若しくは福祉系の障害担当、障害児の支援も含めまして、町全体で子供たちをサポートする体制が今年の機構改革によって整ったと考えております。

保健師はそれぞれ個別の研修にも参加したり、それぞれ切磋琢磨をいたしまして、高い意識を持って取り組んでおりますので、ネウボラのような1人がついてってということにはならないかも知れませんが、町の保健師としては高いスキルを持って接しております。今後も頑張っていきたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

以上、答弁といたします。

議員（天野 里美）

ありがとうございます。

突然の質問にも十分に本当に詳しいご答弁いただきまして、ありがとうございました。虐待問題についても報道で日々聞こえてまいります。十分に子育て支援、しっかりと頑張っていて下さるということで、よろしくをお願いいたします。

平成31年度施政方針の2点目でございます子育て支援の充実の中に、子育てに優しいまちづくりを推進してまいりますとの記述がございます。多度津町の未来において子育て支援は欠かせないことであり、その充実を図ることは多度津町を大きく変化させることだと考えます。

子供たちを一番に考え、そして宝とし、より充実されたまちづくりを行うことを強く要望し、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（村井 勉）

これをもって3番 天野 里美議員の質問は終わります。

それでは、これにて一般質問を終了いたします。

本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

なお、明日も午前9時より一般質問を行いますので、よろしくをお願いいたします。

長時間お疲れでございました。

散会 午後2時22分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため  
ここに署名捺印する。

令和元年12月9日  
第4回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記